

農林物資規格調査会総会

農林水産省消費・安全局表示・規格課

農林物資規格調査会総会

日時：平成17年7月15日（金）

会場：農林水産省第2特別会議室

時間：14：00～17：00

議 事 次 第

1．開 会

2．消費・安全局長挨拶

3．議 題

（1）日本農林規格の見直しについて

ア 日本農林規格の改正

（ア）有機農産物の日本農林規格

（イ）有機農産物加工食品の日本農林規格

（ウ）煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格

（エ）豆乳類の日本農林規格

（オ）地鶏肉の日本農林規格

（カ）素材の日本農林規格

イ 日本農林規格の廃止

電柱用素材の日本農林規格

（2）品質表示基準の一部改正について

ア 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準

イ 豆乳、調整豆乳及び豆乳飲料品質表示基準

（3）新しいJAS規格の制定・見直しの基準（案）について

（4）JAS法の改正について（報告）

（5）その他

4．閉 会

資料

- 1 農林物資規格調査会委員名簿
- 2 有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて（案）
- 4 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格の見直しについて（案）
- 5 煮干魚類及び煮干魚類粉末品質表示基準の一部改正について（案）
- 6 豆乳類の日本農林規格の見直しについて（案）
- 7 豆乳、調整豆乳及び豆乳飲料品質表示基準の一部改正について（案）
- 8 地鶏肉の日本農林規格の見直しについて（案）
- 9 素材の日本農林規格の見直しについて（案）
- 10 電柱用素材の日本農林規格の見直しについて（案）
- 11 J A S 規格の制定・見直しの基準
- 12 新しいJ A S 規格の制定・見直しの基準（案）について
- 13 J A S 法の改正について

農林物資規格調査会総会

有馬孝禮	宮崎県木材利用技術センター所長
粟生美世	(社) 栄養改善普及会理事
石井胖行	(財) 食品産業センター参与
石塚皓司	全国水産物商業協同組合連合会常任理事
伊藤潤子	日本生活協同組合連合会理事
岩本敬明	(社) 住宅生産団体連合会木質複合建築開発委員会委員長
会長	
沖谷明紘	日本獣医畜産大学応用生命科学部教授
小野正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
垣添直也	(社) 日本経済団体連合会常任理事
河原はつ子	全国地域婦人団体連絡協議会常任理事
田島真	実践女子大学生活科学部教授
田中隆行	(社) 全国木材組合連合会理事
寺内正光	(社) 日本食肉市場卸売協会会長理事
徳永瑛子	日本主婦連合会副会長
富沢彦昭	(社) 全国中央市場青果卸売協会監事
畑江敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
宮地邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
森田満樹	(株) 食品科学広報センター主任研究員
保田茂	兵庫農漁村社会研究所代表
山根香織	主婦連合会副会長

(五十音順、敬称略)

午後 2時00分 開会

○水田表示・規格課長 それでは、定刻となりましたので、農林物資規格調査会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日お忙しい中をご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、伊藤委員、岩本委員、垣添委員が所用のため欠席されておられます。河原委員、石井委員は若干遅れておりますが、総数20名の委員のうち現在15名の委員がご出席をされているところでございます。過半数を超えておりますので、農林物資規格調査会令の規定に基づき、総会は成立しております。

なお、本調査会は農林物資規格調査会運営規程に基づき公開となっており、傍聴する方を公募いたしましたところ44名の応募があり、本日傍聴されております。

それでは、運営規程に基づき、沖谷会長に議長をお願いいたします。

○沖谷会長 ただいまから農林物資規格調査会総会を開催いたします。

本日は、中川消費・安全局長がお見えですので、ごあいさつをお願いします。

○中川消費・安全局長 消費・安全局長の中川でございます。

きょうは、委員の皆様方お忙しい中、ご参集をいただきましてありがとうございました。まずお礼を申し上げたいというふうに思います。

本日、委員の方々にご審議いただきます内容でありますけれども、1つは有機の農産物などの日本農林規格、それから煮干魚類などの品質表示基準、そういったものについてのご審議をまずお願いをしたいというふうに思っております。それから、これは昨年10月にとりまとめられましたJAS制度のあり方検討会の最終報告書の中にも示されていることでございますけれども、JAS規格などは少なくとも5年に一回見直しをすることになっております。部会での審議は昨年で一応第一巡目が終わったわけでありまして、ことしからその二巡目に入りますが、その際のJAS規格あるいは品質表示基準などの制定見直しの基準というものが大きな方向として示されてございます。この点につきましてもこれから実際に運用していくこととなりますので、昨年のあり方検討会の方向を踏まえまして、私ども事務方の方で一応の案を素案として、きょうお示しをすることになってございます。この点につきましてもよろしくご審議の方をお願いをしたいというふうに思います。

それから、これはご報告でございますけれども、いわゆるJAS法につきまして現在開かれておりますこの通常国会で既に審議が終了いたしまして、先般6月22日でありますけれども、

公布されております。来年の3月1日の施行に向けまして、これから政省令等の整備に私ども準備を急ぎたいというふうに思っておりますし、実際の来年3月の施行に向けまして、私どもとしても関係の皆様方への情報提供あるいはさまざまにご相談にも応じながら円滑に新しい制度にもっていききたいというふうに思っております。この面でも委員の方々にまたご指導を一段とよろしくをお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

きょうは最近の動きにつきまして少しご紹介をしながら、本日の議題についてご紹介させていただきました。限られた時間でございますけれども、ぜひ十分なお審議をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

○沖谷会長 どうもありがとうございました。それでは、議事に入るまえに、本日の総会の議事録署名人の指名を行います。運営規程によりまして、会長が指名することになっておりますので、小野委員とそれから田島委員にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

それでは、議題の審議に入ります。議事次第は、有機農産物が最初になっておりましたが、委員のご都合によって、最初に、議題（１）ア（オ）地鶏肉のＪＡＳ規格について審議を行いたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

○植木上席表示・規格専門官 それでは、ご説明させていただきます。

まず最初に、資料のご確認をさせていただきます。議事次第の次に配布資料とございます。資料の１が委員名簿でございます。で、資料の２が有機農産物でございます。有機農産物加工食品が３番目でございます。４番目が煮干魚類の規格でございます。資料の５が煮干魚類の品質表示基準でございます。資料の６が豆乳類の規格、７が豆乳類等の品質表示基準でございます。８番目が地鶏肉、９番目が素材、１０番目が電柱用素材、１１番目がＪＡＳ規格制定・見直しの基準、これは現行の基準でございます。１２番目が新しい見直しの基準の素案でございます。それから１３番目がＪＡＳ法の改正でございます。以上大部でございますけれども、資料をご用意してございます。ないものがございましたら手を挙げるなり事務局のほうにご連絡いただければと思っております。

それでは、地鶏肉につきましてご説明をいたします。資料８でございます。１ページ目が諮問文でございます。２ページ目以降が規格の見直しの案でございます。で、２の見直しの結果でございますけれども、地鶏肉の規格につきまして、１つは格付の対象となる地鶏肉の部位を明確化するとともに、ささみ等につきましてはその部位を表示するという規定を設けてございます。それからもう１つは、品質保持期限等の用語の統一でございます。それから「なお」と

ございますけれども、平飼い等の飼育要件に関しましては、全国の飼育実態を調査した上で、広く消費者の意見を聴き、次回の見直しにおいて検討するというところでございます。

まず最初に、11ページをごらんいただきたいと思います。11月4日に地鶏肉につきまして部会を開催してございます。部会のメンバーの方は12ページでございます。この11月の部会では、後ほどご説明しますが、事務局案の説明をいたしました。そして意見を述べたいという方がおられまして、東京シャモを扱っている方から意見の陳述がございまして、その内容は東京シャモ、これはシャモをかけ合わせたものでございますけれども、非常に闘争性がある平飼いが非常に難しいんだということで、現行の規格は平飼いということが要件になってございますので、このような場合にはケージ飼いが認められるべきではないかというご意見がありました。これにつきましては賛成、反対、両方の意見がございました。

それでここではなかなか結論が出なかったということがございまして、それで資料の13ページでございますけれども、12月21日にもう一度部会でご審議いただいております。そのときのメンバーは14ページでございまして、こちらの部会の方は畑江委員に部会長をお願いしてございます。その12月の部会では事務局の方から平飼いの要件につきましてはさらに検討が必要であるということ、すべての規格をJAS法に基づきまして5年以内に見直すことから今回の改正内容は事務局案としまして、ケージ飼いの要件につきましては今後全国の生産実態を調査した上で、広く消費者の意見を聴くことが必要だと、そういうご提案を事務局からさせていただいたところでございます。

それらを踏まえた結果が4ページ目以降の規格（案）でございます。4ページでございます。内容をご説明いたします。適用の範囲でございますけれども、鶏肉としましてささみとかこにくとか、かわ、あぶら、きも、そういうものは新たに追加してございます。下線部分が現行の規格との変更点でございまして、波線のアンダーラインが部会でご審議いただいたものからの変更でございます。その他の可食内蔵（以下「もつ」という。）と書いてございますけれども、これはパブリックコメントでこういうものも含めてはどうかという意見が出まして、それは妥当だという判断をしまして、本日ここにお諮りしている次第でございます。それから4ページの下が表示事項及び表示の方法でございますけれども、これは現行「品名」となっているものを「名称」とすると、これは加工食品品質表示基準に合わせたものでございます。

それから次が5ページでございます。表示の方法でございますけれども、改正案の「名称」のところでございますけれども、（２）～（５）とありましてその上の２行でございましてけれども、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載すること。」ということとございます。それを

追加してございます。それからその下の方の品質保持期限につきましては、これは現在、消費期限と賞味期限に用語が統一されておりますので、それに従いまして用語を統一したものでございます。

それから6ページの方で4番としまして、「名称」を「品名」とございますけれども、これは現行の加工食品品質表示基準の方で「名称」、「品名」どちらでもいいとなっておりますので、それに合わせてこういう規定をおいてございます。これが改正の内容でございます、次に7ページが規格の全体でございます。

左側が改正案、右が現行でございますけれども、第3条、地鶏肉の生産方法の基準でございますけれども、素びな、飼育期間、飼育方法、飼育密度と規定してございまして、これは今回は変更はないわけでございますけれども、この飼育方法でございます。「28日齢以降平飼いで飼育していること。」とございまして、これが先ほど少しご説明いたしました東京シャモの場合にはなかなか闘争性があるって平飼いをすると、ちょっとお互い傷をつけてしまうということがあるということで議論があったものでございます。

次に8ページです。手書きで8と書いてある方でございますけれども、表示の方法で変更点は「名称」のところは今ご説明したとおりでございます。その下の方で「消費期限又は賞味期限」、これも同じでございます。一般的には鶏肉の場合には「消費期限」が多いかと思っておりますけれども、冷凍、チルド等も想定されますので「賞味期限」という言葉も一応ここでは記載してございます。

あと10ページに肉の部位の写真がございまして。委員の皆様方には机の上にカラー写真でどういうものかということをお配りしてございます。こういうものが今回地鶏肉の対象になるということでございます。それから11ページ、12ページ、13ページ、14ページは部会関係でございます。

それから15ページでございます。パブリックコメントでございます。パブリックコメントは5件きております。あとWTO通報のコメントはございませんということでございます。

16ページでございますけれども、1つは血統の割合を書くべきではないかということで、そういうご意見ございましたけれども、考え方でございますけれども、交配した在来種は3種以上の場合もございまして、表示が複雑になる可能性があるということから、今回の改正ではそこは従来どおりとしたいということでございます。それから、その下の方で「品名の文字を冠して」というご意見があって、猶予期間を設けてほしいということでございますけれども、そこはご意見を踏まえまして加工食品品質表示基準に合わせまして「品名」または「名称」どち

らでもいいというふうに規定を追加してございます。

17ページでございますけれども適用の範囲ですね、こういうところも加えてほしいというご要望がございまして、当初こういうものは流通している実態がないということから加えていなかったのですが、もっともなご意見ですので含めるようにしてございます。それからその下の方でございますけれども、飼育方法の要件はもっと検討すべきということがございまして、それについては規格は5年ごとに見直しをしますので、今後とも引き続き検討していきたいということでございます。

あと、委員の皆様方には18ページ以降、パブリックコメントの個票をつけてございます。それとあと、今申し上げました改正案につきましては、若干法令上の観点で整理をするということがあり得ることを一言付けさせていただきます。

以上でございます。

○沖谷会長 ありがとうございます。地鶏肉につきましては昨年の11月と12月の2回、JAS調査会の部会が開催されております。12月の部会で部会長を務められました畑江委員から報告をお願いします。

○畑江委員 12月21日の部会の部会長を務めましたので、その報告をさせていただきます。部会の傍聴者は40名でした。事務局からのご説明がありましたけれども、繰り返しになるかもしれませんが、11月4日の部会では、闘争心のある鶏についてケージ飼いを認めるかどうかが議論となったわけですが、12月の部会ではこの件について、事務局より生産実態を把握して消費者の意向を聴きながら次回の規格見直しの際に検討したいと説明がありました。これに関しまして11月4日の部会で部会長を務められました谷口前委員から、「事務局の提案は妥当である」との発言がありました。さらに「消費者の意見を聴く場合には地鶏の飼育の実態を把握して、それを消費者に伝えるべきである」、それから「闘争心のある鶏の特性を踏まえた飼育方法を認めるかどうかポイントではないか」というような発言がありまして、部会としては原案どおりの改定案を了承したことを報告いたします。

以上でございます。

○沖谷会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明とそれから畑江委員の報告につきまして、何かご質問あるいはご意見ございましたらどうぞ、いかがでございますか。

私が聞くのもおかしいですが、その消費期限と賞味期限の定義をここでまた書いてありますよね、これは全部の規格に書いてありますか。

○植木上席表示・規格専門官 通常のJASの規格の場合には例えば本日ご審議いただく煮干

魚類とか豆乳の規格では表示事項は書いてございません。ただ、「つくり方」JAS規格」につきましては規格の中に表示の事項を含めてございまして、そういうJASの規格がちょっと少ないということですので、そういう面ではこういう定義を規定している例は少ないかと思えます。

○沖谷会長 生産方法についてのJASというか「つくり方」JAS」には表示の規定がついているそうです。

ほかにはございませんか。

(発言する者なし)

○沖谷会長 それでは、ご意見ないようですから原案どおり改正するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○沖谷会長 それでは、どうもありがとうございました。原案どおり改正するということをして、報告することといたします。

それでは、次に移ります。(1)の(ア)有機農産物のJAS規格、それから(イ)有機農産物加工食品のJAS規格の改正についてです。事務局から説明をお願いします。

○植木上席表示・規格専門官 では、ご説明させていただきます。

まず最初に、少しお断りしなければいけないのは、本年2月の総会で有機畜産物と有機農産物飼料と有機加工飼料の規格をご審議いただきまして、次回の総会で別表を再度審議願うということをご報告いたしましたけれども、その後、法令的な整理がちょっと必要になってございまして、これらにつきましては次回の総会で再度ご審議をお願いすることになってございます。

それでは、資料の2番と3番でございます。資料2が有機農産物の規格でございます。資料2でございますけれども、1ページ目が諮問文でございます。2ページ目でございますけれども、見直しの結果でございますけれども、生産の方法についての基準を解釈に混乱が生じないように具体的に規定してございます。それから別表の資料につきましてコーデックスガイドラインとの整合性を図りつつ整理したということでございます。

次に4ページでございます。有機のこの規格につきましては事前に、資料全体を委員の皆様方にお送りしてございますけれども、若干その後、文言の整理の関係で変更になったところがございます。そこをあらかじめちょっとご了解を願いたいと思います。

4ページでございますけれども、目的でございます。今後新たに有機飼料の規格を作成するということですので、「食用に供されるものに限る。」ということ限定してございま

す。それから「定義」でございますけれども、このように定義した方が全体がわかりやすいということから定義してございます。事前にお送りした案ではほ場等とか苗等についての定義もございましたけれども、これは本文中で定義をすることとして、ここは省いてございます。内容については変更ございません。

4 ページの下、「生産の方法についての基準」でございますけれども、これは現行は周辺から、その中ごろに「飛来しないように」と書いてございまして、特に水田については混入を防止するということが書いてございましたので、この辺を少し、特に水田を特別に例示する必要はないということがございまして、「周辺から飛来し、又は流入しないように」というふうに、より一般的に規定したものでございます。

5 ページ目でございます。言葉の使い方でございます、ここも今まで栽培とか生産とか両方の言葉を使ってございましたので、そこを生産というふうに用語の統一を図ったということでございます。内容は同じでございます。

6 ページの上の方も同じような関係でございます。で、6 ページの下の方でございますけれども、従前の「当該ほ場等」というところを「ほ場」というふうに限定したわけでございますけれども、これは事項の方で「肥培管理」とございますけれども、肥培管理を行えばその瞬間に「ほ場」になるんだと、「等」というのは採取場のことを意図しておりましたので、そういう観点から言葉を整理したということでございます。それから6 ページの下の方に、改正案で「製造工程において化学的に合成された物質を添加していないものに限る。」と書いてございまして、これはこういうふうにここに規定しますと別表の方でいちいち規定しなくていいということから、こういうふうに整理してございます。

それから7 ページでございます。7 ページの「ほ場には種する種子又は植え付ける苗等」でございますけれども、現行の規格をより丁寧にわかりやすいように規定してございます。具体的には(1)番、(2)番、(3)番というふうの場合分けをしまして、基本的には(1)だよということでございます。この有機の基準にしたがって基準に適合するものをつくるんだよということでございまして、(2)番の方でそれが難しい場合には使用禁止資材が使用されていないものと、さらにそれが難しいものとして(3)番を規定してございます。この場合には種子の場合と苗の場合ときちっと丁寧に規定をしまして、現場で混乱が生じないように丁寧に規定してございます。この辺の趣旨は一つは、有機ではない慣行の大きな苗を買ってきてまして、ちょっと言葉は悪いですけども有機のほ場でちょこっと栽培をして実がなつたと、それを有機として販売するというのはいかがかなと、そういう問題意識がございまして、このように整

理をさせていただいております。

次は8ページでございます。8ページの下の方で「ほ場における有害動植物の防除」でございますけれども、これも「ほ場等」の「等」をとるというのは同じように防除を行えばその瞬間に採取場ではなくてほ場になるということからこういう整理をしてございます。

次は9ページでございますけれども、上の方で組換えDNA技術を用いて製造されたものを除くということを明確にしております。それから9ページの中ごろで一般管理というところを規定しております。今まではこの項目はなくて肥培管理と防除という観点でございましたので、農業の栽培の現場ではそれ以外の行為もございますので、こういう幅広い一般規定をお願いしております。例えば紙マルチを使用するとかそういう場合は、防除にも堆肥にもあたらないだけどもどうなのかということがございますので、そういうことを想定しまして、このように一般管理を規定しております。1番が土壌または植物には、「使用禁止資材を施してはならない。」と、2番が「育苗を行う場合」でございます。こういうふうに規定しております。育苗に使う土ですね、これの基準を明確にしてほしいという、そういうご意見もございまして、ここに書いているように規定しております。(1)番が基本的にはこのほ場等の基準を満たしていること。(2)番目が過去3年間使用禁止資材が飛来していないもの等々でございます。あと(3)番目が別表1に掲げるものでございます。

それから10ページでございます。輸送、選別、調整、洗浄等の基準でございますけれども、従前、収穫という行為がどこに入るのか明確でなかったものですから、そこをきちっと明確にしております。それから言葉が少し増えてございますけれども、この規格の中で有機農産物という言葉を使えない、この規格を全部満たすのが有機でございますので、その規格の中で有機農産物という言葉を使うのは適当でないということから、ちょっと改正の方には少し丁寧に規定しております。それから10ページの下の方に波線がございまして、「有害動植物の防除に使用される資材として別表2に掲げる農薬及び有機加工食品の日本農林規格、別表2に掲げる薬剤」、これはあとで追加等をしてございます。農作物であっても当然貯蔵するわけでございますので、そういう施設等に虫を防ぐための資材を使うこともありますので、そこは有機農産物加工食品と同じ別表を使いまして、そういう資材であればそういう防除に使っていいよということを規定しております。

11ページでございます。4番の方では薬剤により汚染されていないとございますけれども、薬剤の他に化学肥料もございますので「資材」というふうに置き換えてございます。

12ページでございます。12ページの附則の2番、種苗の基準でございます。種苗の基準は今

回明確化したわけでございますけれども、これにつきましては公布の日から5年を経過するまでは従前の規格でいいと、これまででいいということでございます。これは有機の種子や苗の生産がなかなか現実では難しい、またそういうものがあってもそれを栽培する技術はなかなか今のところ普及していないということから、やっぱり一定の経過期間が必要だということでこういう規定を設けてございます。

それから3番でございますけれども、これは育苗に使う土でございますけれども、3年間使用禁止資材が飛来していないものとありますけれども、いきなり過去にさかのぼって3年間飛来していないことをちゃんと示せといっても難しいものですから、これは3年間経過するまでの経過措置を設けてございます。それから12ページの下、別表の関係でございますけれども、これはコーデックスガイドライン等を踏まえていろいろ整理してございます。従前は「化学的に合成されたものを添加していないもの」とございましたけれども、これは本文1に書いて全部削ってございます。

あと13ページの方で中ごろに魚かすとかなたね油かすとか等々、蒸製骨粉までこれ削ってございますけれども、この辺は改正案の上の方で「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の加工資材」で読めるということから、この辺は少し整理をしたものでございまして、実態としては同じでございます。13ページの下で生石灰、消石灰、これは生産者の方のご要望を踏まえて追加してございます。生石灰というのは石灰石を調製したものでございまして、それに水を加えたものが消石灰でございます。

それから14ページでございますけれども、現行の方で「その他の肥料及び土壌改良資材」というのがございまして、これだと非常に幅広くて、ここで何でもかんでも読んじゃうということになりかねないものですから、改正案の方では「上記の資材によっては土壌の性質に」云々かんぬんというふうに少し丁寧に書いてございます。

それから15ページでございます。15ページが農薬の関係でございます。15ページでは現状のデリス乳剤等、デリス関係を除いてございますけれども、これはコーデックスにはあるわけでございますけれども、他方デリスというのは魚毒性が非常に強いので都道府県によってはその使用を禁止しているところもございまして、そういうものを使っていいということは問題があるということで、JAS規格からは削除してございます。それから「新設」とありまして、大豆レシチン・マシン油乳剤とか硫黄・大豆レシチン水和剤とかございますけれども、この辺は前回の規格制定時以降、新たに日本で農薬として登録された天然系のものを追加したものでございます。

それから16ページでございますけれども、「調整用等資材」で新しくエチレンを追加してございます。これは「バナナの追熟に使用する場合に限る」と書いてございまして、ご承知のとおりバナナを輸入する場合には植物防疫の観点からどうしても青い成熟していないものが入ってくるということになりますので、必要だということでございます。これはアメリカ、EUの基準でも認められているものでございます。

17ページ目以降がこれが規格の全体でございます。内容につきましては今と同じでございますけれども、構成だけ申し上げますと、改正案の方で「目的」がございまして、「定義」がございまして、それから第4条が「生産の方法についての基準」で、「ほ場等の条件」、「肥培管理」、「は種する種子又は植え付ける苗等」の基準、で、19ページでございますけれども、「有害動植物の防除」、「一般管理」、これを今回新しくつけてございます。それから「収穫、輸送、選別、調整」等の基準とございます。

それから20ページでございまして、「有機農産物の名称の表示」でございまして。これは現行と変更ないのでございますけれども、実は部会ではこの表示の方法の2番の方で転換期間中のものについてはそういうふうには書けということになってございまして、必ずしも現行の「転換期間中と記載すること」ということだけでは表示を義務づけているのかどうかかわからないので、もう少しこのところを、例えばこういう表示を行わなければならないというふうに規定したいということでご提案させていただきましたけれども、その後、さらに規格全体を見直しまして、今のこの表現だけで「転換期間中」と書くことが義務であるという整理ができましたので、これは現行どおりとしてございます。あとは20ページの下の方が附則で今説明したとおりでございますし、あと資材の関係が21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページまであるわけで、内容は今ご説明したとおりでございます。

それから26ページが部会でございます。昨年の12月に部会を開催してございまして、そのときのメンバーは27ページでございます。

それから28ページがパブリックコメントでございます。パブリックコメントにつきましては91件いろいろご意見をいただいております。それからWTO通報でございまして、一昨日までが募集期間でございまして、2つほど意見とコメントをいただいております。中国の方からは資材ですね、タバコ抽出物とか過マンガン酸ナトリウムとかコーデックスとの違いについて質問がございまして。これについては日本では農薬として登録されていないということ、あるいはデリスにつきましては魚毒性の観点ですね、そういう観点から認めないこととなったことを回答するということにしております。

29ページ以降はパブリックコメントに対する回答でございます。きわめて多岐にわたっています。いちいちすべてをご紹介はしませんけれども、31ページでございます。上から6つ目に、「生分解性マルチや紙マルチの使用を認めるべき」ではないかというご意見をいただいております。考え方でございますけれども、2行目、使用禁止資材の含まれている資材をほ場に施すことはできないということでございます。紙マルチそのものにつきましては今後利用実態を踏まえて検討するということでございます。

その3つ下でございます。育苗用土に関する規定です。3年以上使用禁止資材を使用しないというのは担保が困難だと、畑の土の場合にはいろいろ微生物がおりますので、育苗の場合には微生物があまりない山土がいいということで使うわけでございますけれども、それでこういうご意見いただきまして、これにつきましては新たに経過措置を設けるということでございます。

それから、次の第4条というところの下でございますけれども、有機加工食品の方の病害虫の防除のための資材を使えるようにしてほしいということございまして、これについてはごもっともな意見でございますので、そのように対応してございます。

あと32ページの方で真ん中辺に「生石灰には苦土生石灰を含むべき」というようなご意見をいただきまして、これにつきましてもご意見を踏まえて基準を修正しているというところがございます。

以上が有機農産物の方でございます。

では、引き続きまして有機農産物加工食品の見直しでございます。資料の3でございます。1ページ目が諮問でございます。2ページ目でございます。現行は有機農産物加工食品でございますけれども、ご説明したとおり、今後有機畜産物の規格も制定の予定がございまして、そういう観点から「有機加工食品」というふうに名称を変えるということでございます。あとは2番、3番は書いてあるとおりでございます。

次に4ページ目でございます。規格の名称の改正でございますけれども、今申し上げたように「有機加工食品」とするということでございます。それから3番目の「生産の原則」の規定でございますけれども、これは3行目に「有機畜産物」、これが追加になったということでございます。

それから4番目、「定義」の規定の改正でございますけれども、この辺は全体を見やすくする観点から整理をしたものでございまして、内容は特段変っているものではございません。ただ4ページの右の方で「加工助剤を除く」と書いてございまして、加工助剤というのはその加

工の過程で加えられて製品には残らないものをいいますので、その辺は原材料にカウントしないよということを明確化してございます。そのほかは現状の整理でございます。

それから5ページが「生産の方法についての基準」でございます。これも若干事前に送付したものと違った点がございますけれども、1番は有機農産物、2番は有機農産物加工食品でございまして、これは合わせて規定した方がわかりやすいということから、今お示ししているものは合わせてございます。それに有機畜産物を加えたということでございます。内容的には変わってございません。

6ページへまいりまして、有機以外の農畜産物、3番目が水産物というふうに原材料として規定しています。有機以外の使用の割合につきましては4ページの方で、これは5%以下というふうに規定しているわけでございます。

次が7ページでございます。7ページで原材料の使用割合削除とございますけれども、これは今申し上げたように、ほかのところと同じように規定していることからのものでございまして、内容に変更があるわけではございません。7ページの下の方で「保管」という言葉を入れたりあるいは「必要最小限」と入れたり、この辺は明確化するあるいはコーデックスと並ぶということでございます。

8ページでございます。例えば現行の方の3、病虫害の防除に用いるのは別表の2だと、そして混入を防止しなさいよというふうに書いてございまして、この辺は改正の方では3と4に分けるとかそういうふうに文言上の整理でございます。下の方も有機畜産物を追加するかあるいは「薬剤により汚染」されていないというのを、「資材により汚染」されていないというふうに少し明確化をすとか、そういうことで実質的な内容は変わってございません。有機の畜産を入れるということは追加でございまして、

次の9ページが名称の表示でございます。これにつきましてはのちほど説明をしたいと思っております。

それから10ページが原材料名の表示でございます。これが11ページまでございまして、あとは11ページの7が別表1、食品添加物でございまして、これは現状は有機農産物加工食品でございまして、当然加工食品に使われるものがリストアップされておりましたけれども、今度は畜産物を含みますので畜産物を対象としたものをコーデックスの規格との整合性を図りながら加えたというものでございます。これが11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、加工食品の場合にはいろいろと多少使用するものが増えるということでございまして、15ページ、16ページまでございます。

17ページの別表の2でございますけれども、除虫菊乳剤、デリス乳剤と削ってございますけれども、これはもともと農作物の病虫害防除のための薬でございますして、加工において使うことではないということからこれは削ってございます。そういう面では整理をしたということでございます。18ページ、19ページとここら辺はコーデックスを踏まえまして追加をしてございます。

次にちょっと29ページをごらんいただきたいのでございますけれども、有機加工食品の規格の形式でございます。今説明しましたように今回、有機畜産物の規格の制定を予定してございまして、それに伴いまして既存の「有機農産物加工食品」に加えまして、新たに「有機畜産物加工食品」と農産物と畜産物が両方入りました「有機農畜産物加工食品」、この2つが加わるわけでございます。今の名称の表示規制でございますけれども、現行は「有機農産物」と「有機農産物加工食品」とも指定農林物資で、これは名称の表示の適正化を図ることが特に必要ということで政令指定するものでございますけれども、そういうふうに指定されてございまして、その場合には名称の表示規制とございましてアンダーラインがございまして、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。」ということがかかってございます。

有機農産物とその加工食品について政令指定されているのであれば、(2)番でございますけれども、新しく制定される有機畜産とか畜産の加工食品とかあるいはその畜産と農産が混ざったものですね、これを同じように政令指定したらどうかということでございますけれども、これにつきましては上の方で「指定農林物資の要件」とございまして、ここでJAS規格が定められているものであってございまして、これは(2)の でございますけれども、現状まだ有機畜産の規格がないというのが1点目、それから の方で有機畜産物の規格は今後制定されるわけでございますけれども、それと異なる方法によって生産された畜産物、その加工食品に「有機」と名前が付されて販売されている事例がほとんどないということから、現状においてはちょっと指定農林物資としての指定は難しいという状況にございます。そういうことから(3)番でございますけれども、名称の表示規制の対象を明確にするため、「有機農産物加工食品」、「有機畜産物加工食品」、「有機農畜産物加工食品」の3つに分けて規定をするということにしております。

30ページでございますけれども、この場合、有機畜産物加工の方は肉とか牛乳とかでございますので農作物の加工品とは見れば明らかに違うわけでございますけれども、畜産と農産物が両方入ったもの、そういうものは指定農林物資である「有機農産物加工食品」の名称と同一の

名称を使う場合がある、例えば有機チョコレートですね、農産物であるカカオと植物性油脂でつくったチョコレートがございますけれども、それに畜産製品である有機のミルクを入れるケースもあるわけがございます。そうなった場合に有機チョコレートが「有機農産物加工食品」なのか「有機農畜産物加工食品」なのか、なかなか紛らわしいことから、その辺を名称の表示を区別しまして規定をするということにしております。なお、有機畜産物等の指定農林物資としての指定につきましては、規格を告示したあと表示の状況をふまえて、引き続き協議していくということにしております。

という状況を踏まえまして、表示でございます。9ページでございます。有機加工食品につきましては、まず表示は「有機○○」又は「○○(有機)」と書くかまたは「オーガニック○○」又は「○○(オーガニック)」と書くかということにしております。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「○○」に記載する一般的な名称が先ほどのチョコのように同一となるものについては「有機農畜産物加工食品」あるいは「オーガニック農畜産物加工食品」と書くことによりまして、指定農林物資と違いがわかるようにするというふうにしたかどうかということで、きょうお示しをしているところでございます。

21ページ以降が規格の全体でございます。内容につきましては今ご説明しましたので規格の構成をご紹介します。有機加工食品の日本農林規格でございまして、第1条は「目的」でございます。で、「定義」が設けてございます。

次の22ページ、これが「生産の方法についての基準」でございます。原材料、それから「製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理」を規定してございます。

次が23ページでございますけれども、名称と原材料名の表示でございます。名称につきましては、今ご説明したとおりでございます。

24ページが食品添加物のリストでございます。これにつきましては今までは農産物、これに畜産物が含まれることによりましてコーデックスのリストと整合性をとりながら追加をしております。以下25ページ、26ページです。

27ページが防除の関係でございますけれども、これも先ほどご説明したとおりでございます。

31ページが部会でございます。これは先ほどの有機農産物と同じ部会でご審議いただいております。

それから33ページでございます。パブリックコメントは19件いただいております。WTO通報でございますけれども、中国とアメリカの方からコメントをいただいております。中国の方からは必要最小限とはどういうことなのかということ等、ご質問ありまして、それにつきまして

ては登録認定機関が実態を踏まえて個々に判断するという事で、そういうふうに回答する予定でございます。

34ページがパブリックコメントの回答でございます。1つだけ、真ん中に「別表1の」とございまして、その下に「炭酸水素ナトリウムは、茶系飲料の製造において」、要は茶系飲料に使用できるように基準を変更してほしいというご要望がございました。ただ、これにつきましてはコーデックスのガイドラインではケーキとかビスケットに用途を限定してございます。ですからそのご要望を踏まえて、現段階ではちょっとすぐというわけにいかないで、今後あらためて検討をするということでございます。

以上でございますけれども、こちらの有機加工食品につきましては畜産に関するものがございまして、畜産につきましては、また来月の下旬の総会でご審議をいただくということでございます。

以上でございます。

○沖谷会長 ありがとうございます。この有機畜産物については昨年の12月、JAS調査会部会が開かれております。部会長を務められました保田委員から検討内容について報告をお願いします。

○保田委員 保田です。それでは部会の報告をさせていただきます。大変な資料でしたので、きょう初めてご参加いただく委員の皆さんにはちょっとおわかりいただきにくかったと思いますが、またあとで、ぜひ質問なさってください。

まず、両方ちょっと一緒に報告させていただきます。有機農産物日本農林規格の見直しについては先ほど事務局の説明がありましたように、まず1つは、解釈に混乱が生じないようにということと、それからコーデックスのガイドラインとの整合性を整理するというふうな観点から見直しが行われました。先ほど規格の新旧対照表でいっぱい線が引いてあったかと思いますが、それだけ改正点あるいは見直し点が多かったと理解しておいてください。改正点が多いということはそれだけ多く論議がなされたということになります。論議のあとでまた事務局の方で言葉の整理などをしていただいておりますので、波線が入っているところも結構多かったと思いますが、これは部会以後、事務局の方で整理をしていただいた部分と解釈してください。それでこの有機農産物の規格の変更については、種苗の取扱いとかあるいは別表の項目についてのいろんな論議がありましたが、特に時間をかけて論議した点だけご報告したいと思います。

1つは、先ほども事務局から説明がありましたけれども、紙マルチと土壌に施される生分解

性資材ですね、これについて製造工程において化学処理されたものであっても最終製品に残留していないものについては許可資材とできないかという、こうしたご要望があったのですが、これについては原則に例外を設けることは避けるべきというわけですが、許可資材としない場合には有機農業の発展に影響がないかどうか、この実態をよく踏まえて判断をする必要があるだろうということで、先ほど事務局の説明がありましたように、もう少し事務局で検討を深めていただいて、あらためてこの調査会で審議をしていただこうと、こういうふうなことになるということです。これは先ほどの説明にあったとおりです。

2つ目は、ほ場以外で育苗をする場合についての規定を設け、その育苗用土については現状を踏まえ、禁止資材が使用されていない山土などを用いることができるよう規定すべきというご提案がありました。これについては先ほど事務局の説明がありましたように、新しく一般管理という規格が設けられることになりましたので、その中で使用可能な用土を含めた育苗に関わる規定をあらたに設けると、こういうふうな結果になったということです。

3つ目は、アジアでは人糞を農業に有効利用しているという伝統があるわけですが、コーデックスでは認めておりませんので、これも問題になっているわけですが、こういう伝統があるわけですので、安易に別表からこの資材を除外すべきではないという、こういうご意見もありましたが、これについてはいろいろ話し合いをしましたけれども、私たちはどんな薬品をとっているかよくわからないということ、それと便器の洗浄剤などかなり使う人もいらっしゃいますので、そういうふうな薬物が混入する可能性もあるのではないかとということで、原案どおりということにさせていただきました。

それから4点目は調整用の資材ですが、先ほども事務局で説明がありましたが、あらたにエチレンが使えることになって、しかしこれについてはバナナに限るというふうな審査をしていただいています。これについてはキウイフルーツについても認めるべきではないかというご意見をちょうだいしておりましたけれども、キウイについては適切な品種選定や貯蔵期間の設定により、エチレン処理は不要との専門委員会のご説明がありまして、これも原案どおりとするというふうなことにさせていただいております。

以上が有機農産物の規格の見直しの主要な論点というふうにご了解ください。

それから、次は有機農産物加工食品の改正案についてですが、これも先ほど事務局の方から説明がありましたように、このたび有機畜産物も含めてこの規格の中で表現していこうということになりましたので、ずいぶん言葉づかいに変更が加えられております。先ほども何か三通りの表現をするような説明がありましたが、ちょっと皆さんにも一挙にはご理解いただ

けなかったかと思うのですが、そうしたことで言葉づかいにやや大きな変更がありました、規格の中での論点としては1つだけご紹介しておきたいと思いますが、オゾン水やオゾンについては事前の検討委員会で、この検討委員会といいますのは部会の前に、やや専門的な方々に集まっていただいて原案の検討をさせていただいたわけですが、この検討委員会で有機食品のコーデックスガイドラインにおける食品添加物の追加要件を満たさないということで、追加しないということにさせていただいておりましたので、そのことを部会でご説明申し上げたということでもあります。

以上、有機農産物の日本農林規格については改正原案を一部修正の上、また有機農産物加工食品の日本農林規格については原案どおり改正することを調査会に報告することとなった次第です。

以上です。

○沖谷会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明とそれから保田委員の報告につきましてご質問あるいはご意見ございましたらどうぞ。

加工食品の名称ですね、3つの種類について規定して表示の方法は2つだけですね、有機云々と。それから有機畜産はこれまでの有機加工食品の表示方法でいいわけですね、そうですね。そこを3種類に分けて提示したのですけれども、表示にされるときは2つの方法であらわれてくるわけですね、そうですね。

○保田委員 はい。

○沖谷会長 そこをよくユーザーというか消費者が理解できるかどうかということは悩みの種だと思いますけれども、皆さんのお知恵を絞っていただいて、次回でこれは決めることになりますので、まだ時間がありますから。

内容の説明を聞いてもすぐにはわかりません、指定農林物資というんですかね、有機農畜産物がたくさん出ていて普通の畜産物と混在しているという状況であれば指定できるんですけれども、農産物はそうだったので指定農林物資となったんですけれども、有機畜産は今現状はまったくゼロですね、ですからそれをあえて指定農林物資にするというのは無理かなということだそうです、法制上。

○小野委員 ちょっとよろしいですか。

○沖谷会長 はい、どうぞ。

○小野委員 意見ではないんですけれども、有機農産物の方で特にパブリックコメント29ページの真ん中ぐらいに「使用禁止資材の飛来・流入を防止するために必要な措置とは具体的に何

か。」という質問が出ていますね、これでQ & Aで明確にしますという考え方を示されていますけれども、特にこれについては非常に重要なことなので生産現場の方に混乱がないような整備をしていただけないかということが1つです。

それから同じように31ページで、これも種苗用土に関する3年間のあらたな経過措置を設けますというような考え方を示されていますね。その経過措置についてもどのような経過措置をとられるかということは今後のことだと思いますけれども、これも生産現場にやっぱりこれも同じようにね、混乱が生じないような整理をお願いしたいなというふうに思います。この2点だけ要望ということで。

○沖谷会長 ありがとうございます。Q & Aはもちろん用意するということを書いてあるんですけども、もちろんたたき台というか素案をもっていらっしゃると思うので、事務局、もしよかったら開示できるところの範囲でお願いします。

○有機食品制度担当課長補佐 使用禁止では飛来・流入に関してのQ & Aということで、現状では使用禁止剤の飛来とか流入に関するQ & Aというのは出しておりまして、それを踏襲した形のものを考えておりますが、具体的には緩衝地帯を設けたりとか、それから防虫防風ネットであるとかで飛来防止をしていただくようなこと。それから流入を防止するために水田にあっては調整用水田を設けるとか、今までしていただいておりますけれども、あとは一般の畑の方から入ってくる可能性があるような場合には溝を掘っていただくとかですね、そのようなことを今想定しているところでございます。

それからもう1つの3年間の経過措置については、今回の資料の中で具体的に規定をしておりますので、12ページに5番で「附則」というところがございますが、その3つ目でございます。3として、告示の公布の日から起算して3年を経過するまでは過去3年以上使用禁止資材が周辺から飛来とか流入あるいは使用していないというのを「過去3年」をとりまして、現状で飛んできていないとか流入していないとか使っていないということであれば、その山土は使えますよということを、3年間はそういう運用でやりますよということを経過措置として設けさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○沖谷会長 ということで、最後の方はおそらく手が入ってなかったと思われる土地というんですかね、そういう現状をみたということで判断できる土地ということだと思っておりますけれどもね、おそらくそういうことじゃないかなと思うんです。だからそういう未使用のというか、未使用といってもそういう非有機的なものを使わない土地というのはなかなか大変だと思うん

ですけれども、その辺が問題ですね。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

○石井委員 ちょっと専門用語でわからないことがあるので教えていただきたいんですけども、資料2の7ページの一番下の方にありますが、「種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては」云々とあるのですけれども、ここがどうもわかりにくくてですね、「種子繁殖する品種」とされると、俗に考えれば種で増える植物というふうに考えたいんですけども、ということをお願いしているのか、それともそういうことでもってこれが植物本体としての性質なのか、それを栽培する側の立場からの分類なのか、どうもここでよくわからないんですね、そのところを何かQ & Aでもって明確化しますというふうに書かれていらっしゃるんですけども、もうちょっとご説明いただきたいというのが1点です。

それからもう1点あるんですけども、すぐ続けて「最も若齢な苗等」という言葉も入っているのですけれども、これも意味はさっきちょっとご説明いただいたのですけれども、もうちょっとわかりやすくご説明いただけるといいいんですけども。

○沖谷会長 具体的に、例えばの例を挙げて説明されるともっとわかりやすいので、お願いします。

○有機食品制度担当課長補佐 この規定につきましてはQ & Aで明確化すると、今おっしゃられたように植物学的な話なのか農学的な話なのかという栽培上の観点からということになりますと、栽培上の観点で、通常種から始めて栽培するような品種については種を使ってくださいということ。それから通常は栄養体からスタートして栽培するようなものについては、入手可能な最も若齢なものを使ってくださいと。

というのは、使用禁止資材が使われているような種苗を例外的に有機の栽培の中で認めるような場合についても、できる限り農薬とか化学薬品を使わないで栽培する期間を長くとっていただくという観点から、種子で増やすものについては種子を買ってきて、あとは有機的な栽培をすることでできるだけ長い間、有機的な管理の期間の確保ができますと。で、種子で繁殖しないものについては種子と書けない、規定できないものですから、その入手可能な最も若いものを買ってきていただいて、そのあとは有機的な管理をしていただくことで、できるだけ本来の有機生産に近い形でしていただくということを担保するためにこういう言い方にしてあるということでございます。

○沖谷会長 わかりましたか、種子でできるものでも種子を実際に農家がまいて苗をつくらない、そういう状況ですね、どこかで苗をつくって、トマトとかナスとかは今苗をみんな買っ

てきて植えている現状ですね。

○有機食品制度担当課長補佐 今おっしゃったような苗を外から買ってくる場合は(1)番の有機で生産されたような苗であればいいんですけども、それが入手できない場合にあっては、種から増やすようなものについては種を買ってきて、そのあとは有機管理してくださいということを規定したいということでございます。

○沖谷会長 はい、どうぞ石井委員。

○石井委員 今、ご説明の中で出た例、わかりやすくちょっとご質問したいんですけども、例えばトマトのような場合はですね、一般の者が栽培をするときには大体苗で買ってくるんですけども、あるいは種でも十分できるわけですね、この場合にはどうすべきというふうにお考えでしょうか。

○有機食品制度担当課長補佐 そうですね、当然今、苗でトマトを買ってくる場合がたしかに多いんですけども、それは種子繁殖で増えるものですから、有機のものがあるいは無処理のものが手に入らない場合に3番の規定が生きてくるわけですけども、そういった場合に使う場合にあっては種子を使ってくださいと、で、売っている苗は通常農薬とか化学肥料が使われていますので、それはだめですよということでございます。

○沖谷会長 よろしいですか。

○有機食品制度担当課長補佐 ただし、この規定については直ちに現状で適用すると、今有機農業をやられている方の中で、現状は種からやっているわけではなくて苗からやっている人が結構多いものですから、そういった方は施設もなければ労力もなければ、さらに育苗の技術も持っていない方もいらっしゃると思いますので、それを急にやられると困ると。かつ、じゃあ、有機の苗を売っているかといいますと、まだ現状ではなかなか有機の苗が手に入る状況にもありませんので、直ちにこれを適用してしまうと、有機の栽培をあきらめざるを得ない人がいっぱい出てくるということから、先ほども申し上げましたけれども、経過措置で5年間猶予期間を設けているということでございます。

○沖谷会長 ぜひ、だから有機の苗の供給が太くできるように、個人個人でなくてもあるいは組織でですね、そういうことを期待しているということで経過措置をおいたということです。

ほかにございますか。

○森田委員 よろしいですか。

○沖谷会長 はい、どうぞ、森田委員。

○森田委員 私は去年の12月の調査会部会の際にもこの有機の議論に参加させていただいたも

ので、そのときに保田部会長からのご報告にもありましたように4点目のエチレンの使用の件についていろいろと議論があったということで記憶しております。で、4点目のその問題でエチレンのキウイへの使用を認めるべきというようなことで、そのときも大きく意見が分かれたように記憶しているんですけども。

農林水産省側の説明としては、キウイについては品種の選定と品質特性に応じた低温貯蔵期間の確保により、エチレンの処理は不要という意見ということで追加しないことになりましたというふうに、34ページ目にも書いてあります。要するにキウイはある品種のものでは代替法が確立されているので、代替法が確立されているのだったらあえてキウイに使う必要はないということで、そのときはたしかに代替法があるのであれば、わざわざエチレンを使わなくてもいいんじゃないかというご意見が半数だったかと思って、そのままになっておるんですけども。

その後いろいろと、では、どういう品種のものかというのをちょっと調べてみますと、今主流であるヘイワードという、8割以上、もっとかもしれませんが、ヘイワードという品種においては、この代替法はやはりなかなか難しいと。やはりエチレンがないとなかなか追熟しないというのがいろいろな文献を見ても明らかになってきました。で、パブリックコメントの17ページにもあるのですが、ある生協の方が書いておられるのですけれども、自分たちは国内の産直産地の中でキウイの有機認証を取っている産地というのを応援していると。おそらくこれは主流のヘイワードで一生懸命有機的な栽培方法で栽培されている例かと思います。で、ある品種だったらそれは低温貯蔵とか低温で温度を変えることでスイッチを入れることで追熟ができるんでしょうけれども、主流のヘイワードという品種であれば、おそらくそういう代替法はなくて、もしこのまま有機の方法で有機認証を取って出すことになると、なかなか追熟がうまくいってないので、おいしくないものを消費者に届けてしまうことになるという、そういうふうな悩みを書いておられます。そういうものは結局は売れなくて自然淘汰されてしまうと。

結局、ある品種のものだけにそうやって有利に働く有機農産物ということになりますと、これはまたちょっと議論が、前回の部会るときと違ってくるのではないかなと思ひまして、そういうものに対して、例えば今回またもう一回議論していただくか、それか何らかの救済措置といたしますか、例えば有機栽培でこのキウイを育てていると、で、その追熟としておいしく消費者に召し上がってもらうためにエチレンで追熟していますというような、例えばそういう何らかの別の手法の表示を可能にするとか、させるとか、そういうふうな方法の救済措置みたいなものはあるのかということも考えられるのかなとも思うんですけども、ちょっとその点、私

もちょっと、また前回の議論を蒸し返すようで心苦しいんですけども、パブリックコメントでたくさんやっぱり同じようなものがきていますので、ちょっと一言いわせていただければと思います。

○沖谷会長 部会のメンバーでその発言があったんですね。

○森田委員 そうです。

○沖谷会長 その方はハイワードも含めてということだったんでしょうかね、事務局、はい、どうぞ。

○有機食品制度担当課長補佐 たくさんパブコメもいただいたので、その発言をされた委員のところにうかがいまして詳しく聞いてまいりました。その方、実は自分でもキウイの生産を有機でやっている、かつハイワードもつくられているそうです。で、ハイワードについても通常発表されているような低温貯蔵期間ではたしかに追熟は始まらないんだけど、さらに長く取るということを自分はやっていて、そのさらに長く取ることによってちゃんと熟したキウイができるんですよ、エチレン処理されなくても。実際にたくさん自分でもハイワードをつくって出荷されているけれども、いまだに苦情がきたことがないということをおっしゃられておりまして、キウイについてはその品種選定と品種に適した貯蔵期間をとることによって、外部からのエチレン処理は不要ですということをさらに強調されておりました。で、そういう技術については今まで公表していなかったもので、広く公表していきたいということもおっしゃられておりました。

さらに必要があれば、今年もＪＡＳの調査会の部会の方でいろんな事項を検討する機会がありますので、その際に合わせて、また先生のデータなんかもお示しいただきながら検討ができればなというふうに思いますけれども。

○沖谷会長 ノウハウとしてその方が持っていっちゃった部分は公開されていなかったらしいんですけども、公開するとはっきり約束されたそうです。率先して直接こういうことをやっているところに調べるというのは大事だと思うんですけどもね。

○森田委員 でも、それでしたらこの文章にある「品種の選定と品種特性に応じた」というのは、これはハイワードであればという意味ですか。

○有機食品制度担当課長補佐 いえ、品種の選定というのはですね、ハイワードは長いこと貯蔵しないとだめなので、出荷期間がだいぶ遅れてしまうわけですね。で、それよりも前に長期間出荷しようと思うと、ほかの品種も、短期間の貯蔵で済む品種も組み合わせてつくることが必要なので、出荷時期に合わせて適正な品種を選定をして何品種かつくってですね、そ

れで連続して品種を変えながら出荷していくということで、切れ目なく通常出荷しているような期間の出荷が可能になりますよと。

単品だけ、ハイワードだけつくっているという場合には、その出荷期間がある短い期間に限られてしまうということなので、長期間出す場合には品種を組み合わせると、選定して組み合わせるといったことが必要ですということでした。

○沖谷会長 その辺あれですね、供給をする話であって、それぞれの品種について追熟方法については個別にそれぞれふさわしいものがあるとおっしゃっているわけなので、ハイワードについてはこうである、この品種についてはこうであるというふうなことを開示していただくということで、ということをおっしゃっているということですね。

ものすごく変わった方法なんですか。

○有機食品制度担当課長補佐 低温貯蔵するだけですので、それが長いか短いかということのようです。

○沖谷会長 じっと待っているということ。よろしいですか、ほかにご意見あれば、はい、どうぞ。

○栗生委員 質問で、もう本当に初歩的なことで申しわけないんですけども、バナナにはいいというわけですね、で、バナナはこれがないと追熟を絶対しないということで認めているということですか、それともやっぱり今のように期間をおけば熟すということですか。

○沖谷会長 日本で輸入しているのも緑のバナナ、あれずっとほっといてそのままでは腐っちゃうんですね、ちょっと説明を。エチレンの出てくるところはまだ成熟していないというか、できていない。

○有機食品制度担当課長補佐 バナナはそのまま置いておくと腐ってしまうということです。低温を与えると傷んでしまう、熱帯果樹ですので。それはキウイとは追熟のメカニズムが違うということです。

○沖谷会長 はい、どうぞ。

○山根委員 Q & Aなんですけれども、生産者のためには丁寧な親切なものをつくられると思いますけれども、消費者の方でもやっぱりまだ有機の考え方がちょっと混乱しているところがたくさんあると思いますし、有機のこういった作物の発展のためにもわかりやすい、何か表示の読み方のようなものを教えてくれる何かそういった方策を考えてほしいというふうに思います。有機納豆と有機大豆使用納豆の違いとか、私でもまだ勘違いしそうになることもたくさんありますので、そういったところ消費者向けの何か理解を促進させることも、ぜひ検討してい

ただきたいと思います。

○沖谷会長 はい、意見ということで。ほかにございますか。

はい、どうぞ富沢委員。

○富沢委員 戻ってしまうんですが、今のバナナのエチレンとそれからエチレンのキウイに対する作業ですね、これについては科学的にはどういう影響を与えるんですか。例えばキウイにはエチレンガスはこういうことの変化によってこうなりますという、例えば毒性であるとかね、そういうものがあってだめになるとか、そういうのではないんですか、ただ単に熟成の度合を上げるということのためにエチレンガスが必要だと、こういうことですか。

○有機食品制度担当課長補佐 成熟させるために外部からエチレンを与える必要があるか、与えなくても成熟するかと、別の処理によってですね、代替処理によって成熟するかどうか、その違いであると思っています。

○富沢委員 私の方は市場でバナナを加工しているんですが、これは青いのを今料理で使うということで、まったく加工しないで出している部門もあります。大半がやはりエチレンガスを使ってやっております。昔はエチレンガスを使わないで練炭といいますか、そういうものをむろの中に入れて、それで自然に消えるのを待って出したと、ということで、そのあとは都市ガスをつけておりました。その都市ガスが消えたところで栓を切ると、非常に危険なことをやっていた。かつてそれで市場のバーナーがはねたことがあった。

しかしながら、それは都市ガスの中にあるエチレンが作用してその追熟をさせているということで、今、森田先生おっしゃったキウイについてもですね、これはどっかで私聞いたんですが、リンゴと一緒に入れておくといいよとかね、バナナと一緒に入れてあげなとか、こういうような話がありまして、そういうことで自然界でも結構そういうやり方によっては家庭の中でもできるのではないかなと思いますが、この辺エチレンガスの危険性について議論なさったかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○沖谷会長 はい、どうぞ。これは事務局でいいかな。

○有機食品制度担当課長補佐 エチレンガス自体の危険性については、特に部会の中では議論をしておりません。

○富沢委員 ということになるとね、これはだめだというのはちょっとわかりません。エチレンガスがだめだというのはどうしてか。今はね、エチレンガスがだめですよ、だから有機ではないですよという考え方はどうなんですか。

○有機食品制度担当課長補佐 有機の原則としてはですね、化学合成品であるとか化学薬品を

できるだけ使わないで生産されたものを有機農産物あるいはその加工食品というということなので、そういうものをできるだけ使わないでやるんですけれども、どうしてもこれを使わないとできない部分があれば、そこだけは例外的にある場合において認めましょうというのが全体のつくりになっておりますので、キウイの場合については、どうしてもできないということでもないので、キウイについてはエチレンについては認める必要はないのではないかと部会の結論があったということでございます。

○富沢委員 はい、わかりました。

○沖谷会長 植物体自身が出しているのもやっぱりエチレンなんですけれどもね。もともと持っているものでも外からあえて追加しないというのが建前みたいです。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○沖谷会長 それでは、有機農産物の農林規格についてだけなんですけれども、これを原案どおり改正するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○沖谷会長 ありがとうございます。それでは有機農産物の日本農林規格について原案どおり改正するということを、報告することといたします。

有機農産物加工食品については、有機畜産と関連があることから、次の総会で有機畜産関係の規格と併せて、再度審議することといたします。ありがとうございます。

それでは、次に議題(ウ)煮干魚類及び煮干魚類粉末のJAS規格です。併せて(2)ア、煮干魚類及び煮干魚類粉末の品質表示基準について、事務局から説明をお願いします。

○植木上席表示・規格専門官 ご説明いたします。資料の方は4番と5番でございます。資料の4でございます。1ページ目が諮問文でございます。3ページ目でございます。煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格の見直しでございます。見直しの結果でございますけれども、煮干魚類粉末につきましては格付の実績がないということや、また該当する製品も極めて少ないことからこれは廃止をするということでございます。そのほか規格に関しまして腹切れの割合とかあるいは粗脂肪分とか、そういうものを少し改正してございます。

4ページでございますけれども、規格の見直しに当たりましては、廃止の是非を検討する基準というのがございまして、ア、イ、ウ、エとございまして煮干魚類につきましては格付率が1%ということで廃止の是非を検討したわけでございますけれども、昨年の6月の部会で、ぜひこれは存続すべきという要望等ございまして改正を検討したわけでございます。あと格付率

の1%でございますけれども、なかなか率といいましても数字が把握しづらいと、この分母の中にはペット用とかだし用のものも入ってございまして、いわゆるスーパーで売っている煮干だけではないんだということで、格付率の数字自体はもう少し大きいのではないかというようなご意見もございました。

5ページ以降が規格の改正の概要でございます。5ページでございますけれども、煮干魚類粉末というものを廃止をすることから題名を「煮干魚類」というふうに変えてございます。それから用語の定義でございますけれども、従前は水分が18%以下というふうにしていますけれども、そこは限定せずに乾燥したものというふうに幅広くとらえてございます。煮干魚類粉末は削除してございます。

6ページでございますけれども、ちりめんにつきましても格付の実績がないことから規格としては削除してございます。パック品でございますけれども、従前は気密性のある容器云々という項目がございましたけれども、最近では賞味期限表示等がございまして、そこできちっと包装状態がわかると、賞味期限が長いものはちゃんと気密性があってというようなことがわかりますので、JASの規格からは容器の気密性等の項目を削除しまして、パックの定義も削除してございます。

それから6ページの下の形態でございますけれども、腹切れと頭落ちというのがございまして、現行は頭落ちについてそれぞれ5%以下、30%以下とございますけれども、煮干は流通の過程で頭がポロッと取れることもございますので、そこは数値の基準ではなくて「ほとんどない」、「少ない」というふうに表示してございます。そのかわりといっでは何でございまして、腹切れの方ですね、これは今「ほとんどない」、「少ない」というものを10%以下、30%以下というふうに規定してございます。鮮度が落ちたものはこの割合が大きくなるということがございまして、それが少ない方が品質がいいということでございます。

7ページでございます。真ん中辺でかびの項目が削除してございまして、かびがないのは当たり前でございますので削除してございます。脂肪分でございますけれども、だしをとるときに油が浮くというのはあまりよくないので、脂肪分は少ない方がいいということでございまして、これにつきましては今回上級は5%以下、標準は8%以下というふうに規定してございます。それから水分については、ちりめんの規格を削ったからこうなっております。

8ページでございます。魚の種類でございますけれども、現状使われている魚種を踏まえて少し限定といたしますか列記してございます。食塩でございますけれども、従前は海水を使って煮熟といたしますか煮ていたんですけれども、最近では真水に塩を入れて煮るケースもございま

すので、塩というものを新たに追加してございます。それから食品添加物は従前は抽出トコフェロールとございましたけれども、これは最近、食品衛生法の方できちっと物質名まで書くことになってございますので、ミックストコフェロールというものに実態を踏まえて限定といたしますか指定してございます。BHAを酸化防止剤に使うケースが結構あるんでございますけれども、JASの場合にはビタミンEであるトコフェロール類に限定しているのが特色でございます。それから容器に関する規格につきましては、賞味期限表示で代替できることから、これを削除してございます。

9ページはすべて同じように削除してございます。

10ページの上、容器の続き、これも同じように削除してございます。で、10ページの真ん中、煮干魚類粉末、これは削除でございます。10ページ、11ページ、すべて同じでございます。

それから11ページ、測定方法、これもJISの番号が変わったことによる訂正と、食塩を削っているのは従前は煮干魚類粉末の中に食塩分の規定がございましたけれども、煮干魚類粉末の規格がなくなるものですから、そこも削除してございます。

12ページでございます。食塩分とパックの関係の測定方法は削除しまして、粗脂肪分の分析方法を規定してございます。13ページもその続きでございます。

規格の全体像が14ページ以降でございます。14ページの現行の第2条の煮干魚類粉末でございますけれども、「煮干魚類を粉末にしたものに、これにさらに削りぶし及び風味原料の粉末を加えたものであって」とあり、こういうものが煮干魚類粉末でございますけれども、格付の実態もございませんし、製品もそんなに多くないと思いますので、これは規格から外すようにしてございます。第3条が煮干魚類の規格でございまして、形態、色沢、香味、きょう雑物等でございます。

15ページでございます。原材料として魚種を新たに列記してございます。あと食品添加物がございます。それから15ページの下の方で現行の表示は全部削除してございますけれども、一般的なJASの規格の場合は表示は品質表示基準の方で規定してございますので、規格の方からは削除するということです。

16ページ、17ページも同様でございます。で、17ページの下が煮干魚類粉末の規格で、これは廃止をすることから17ページの下は削除でございます。

18ページが測定方法でございます。これは先ほどご説明したとおりでございます。

19ページの別記様式等もこれも表示の関係でございますので削除してございます。

21ページが部会でございます。昨年の11月に部会をやってございます。部会のメンバーが22

ページでございます。

パブリックコメントが23ページでございますけれども、コメントは1件ございまして、WTO通報の方は特段ご意見はございませんでした。

24ページがその内容でございますけれども、現行規格の抽出トコフェロールというのは4種類の天然トコフェロールの総称なのでそれをミックストコフェロールに限定するのはちょっと必要性がないのではないかという、非常に科学的といいますかそういうご意見でございます。それに対する考え方でございますけれども、食品添加物に関しましては消費者ニーズを踏まえて、なおかつ使用実態を踏まえて必要最小限にするということから、ミックストコフェロールというものに限定したわけでございます。

以上が資料の4番でございます。

次は資料の5番が品質表示基準でございます。1ページ目が諮問文でございます。

2ページ目でございますけれども、(2)番で同じように煮干魚類粉末、この定義を削除してございます。あとは一括表示から「密封方法」等を削除してございます。

次は3ページでございます。まず用語の方は同じように煮干魚類粉末というものは削除してございます。あと、定義は第2条で「煮干魚類」ということで「水分が18%以下であるもの」というふうに規定してございましたけれども、これを削除してございます。水分が18%を超えたときにこの規定が適用されないというのも、それもまたバランス上どうなのかということもございまして、水分の規定は削除してございます。実態を農林水産消費技術センターの方で調べましたら、JASの上級で13~14%、標準が12~17%、非JAS品では9~17%、おおむね18%以下というのが実態でございます。

あと、一括表示事項等につきましては削除しておりますけれども、ほかとの横並びで必要最小限の規制とするということも含めまして、こういうふうにしてございます。

次が4ページでございますけれども、名称につきましては左の方の上の「煮干魚類」とございますけれども、場合によっては「しらす干し」とか「ちりめん」とか一般的な名称も書けるということが書いてございます。原材料名の方で少し書き方は変わっておりますけれども、この辺は整理をただけでございまして、中身は変わってございません。4ページの右の下、密封方法、これについてはこのような包装形態はほかにもございますし、この煮干にだけ規定する必要性もないということから削除してございます。

6ページが部会でございます。JAS規格と一緒に昨年の11月に部会をやってございまして、7ページが部会のメンバーでございます。

パブリックコメント、WTO通報に関しましては特段ご意見はございませんでした。

以上でございます。

○沖谷会長 ありがとうございます。この煮干魚類及び煮干魚類粉末については、昨年の11月にJAS調査会の部会が開かれております。部会長を務められました谷口委員は退任されておりますので、部会に出席された粟生委員から報告をお願いします。

○粟生委員 粟生でございます。昨年の11月4日に開催されました調査会部会で審議されました。傍聴者は17名でした。先ほど説明がありましたけれども、格付率が1%と低い理由については先ほどのような説明がありましたが、存続を消費者とか製造者が強く望んでいました。業界の代表の方から工業製品ではないので、この数値をクリアするというのはなかなか難しいんですが、業界としてはJASの普及に努めたいということで、今後とも努力をしたい。それから格付をしようとする企業があるという報告がありました。それから消費者の方ですが、これは優良マーク、良品マークとして判断基準にしたいので、やはり今は格付率が低いんですが、やはり残して私たちもそれを利用したいという意見がありました。

それから、粗脂肪分の基準についてですね、上級は5%以下とか標準は8%以下と設定しましたが、市販品との差はどれくらいあるかという質問がありました。そして農林水産消費技術センターの方で買い取り調査をしていただいて、上級では大体平均が3.9%、それから標準品で4.5%、それからついていないものでは数値として最大は8.9%だったという報告がなされました。それから、品質表示基準についての質問とか意見はありませんでした。

以上のような質疑応答とともに部会としては原案どおりの改正を了承いたしましたことを報告いたします。

以上です。

○沖谷会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明とそれから粟生委員の報告につきまして、何かご質問あるいはご意見ございましたらどうぞ。

(発言する者なし)

○沖谷会長 ごさいませんか、1%を拡大しろと、よくこういうのあるんですね。で、これからやりますからということで。(笑)期待したいと思いますが、別にものすごく大変なことではないので、ぜひ。

ほかにございませんか。

それでは、原案どおり改正するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○沖谷会長 ありがとうございました。それでは、原案どおり改正するということを報告及び答申することといたします。

それでは、次に議題（１）のア（Ⅰ）豆乳類のＪＡＳ規格、（２）イ、品質表示基準の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○植木上席表示・規格専門官 ご説明いたします。資料の６番と資料の７番でございます。まず、資料の６、豆乳類のＪＡＳ規格でございまして、１ページ目が諮問文でございます。

２ページ目でございます。豆乳類の日本農林規格の見直しでございます。見直しの結果でございますけれども、格付の実績がなく、今後も見込まれない大豆たん白飲料の規格を削除でございます。これは実は昭和60年にアメリカのご要望がありまして入れたものでございますけれども、その後、何の実績もないので今回削除するものでございます。それから調整豆乳とか豆乳飲料の中にも調味料を加えない大豆豆乳液とかそういうものがございまして、実績がないようなところは削除するということでございます。

次に３ページでございますけれども、廃止の是非を検討する基準ア、イ、ウ、エとございまして、豆乳に関しましては製造業者が少ないことから廃止の是非を検討してございます。その結果、下の方に該当とございますけれども、平成15年の12月の部会で生産量が非常に増えているので存続させるべきというご意見がございまして、見直しを検討したところでございます。

委員の皆様方には机の上にこういう青っぽいカラーの図表をお配りしてございます。調整豆乳、豆乳飲料とございます。生産量とＪＡＳ格付数量でございます。生産量の方はこれは平成15年まででございますけれども非常に増えていると、多分それ以降も増えているかと思えます。格付量の方は大体平行でございます。右側の円グラフが格付の割合でございまして、調整豆乳が非常に多いというのが実態でございます。

資料６番へ戻りまして、４ページでございます。適用の範囲でございますけれども、実績のない大豆たん白飲料を削除してございます。４ページ、５ページでございますけれども、その「１大豆豆乳液であって大豆固形分が６％以上８％未満のもの」と、次のページで「１調整豆乳又は云々であって～」という、これらは調味していないものでございますけれども、調整豆乳あるいは豆乳飲料にはそういうものはないので、ここの区分を削除するということでございます。

６ページへまいりまして「製品」という言葉を「原材料」に置き換えております。これはほかのものでも同様ですが製品からではなかなかわからないところございまして、これは原材料に占める割合というふうに統一をしているところでございます。それから６ページの下の大豆

たん白飲料は削除でございます。

7ページの豆乳の規格でございますけれども、食品添加物、これは使用していないこと、豆乳でJASマークがあれば食品添加物は使用していないということでございます。

8ページでございます。調整豆乳でございます。これらにつきましても食品添加物は消費者ニーズ等に対応しまして必要最小限にしております。例えば2番目のpH調整剤であれば1種類にするとか、あるいは乳化剤でレシチンとありますけれども、これは植物レシチンとかたくさんあるんですけれども、そのうちの植物レシチンに限定するとか食品添加物は現状、消費者ニーズを踏まえて限定しております。

9ページの下の方の豆乳飲料も同じでございます。

10ページの食品添加物、これもまったく同じ趣旨でございます。改正案では使用実態のないものは削除しております。

11ページの食品添加物につきましても同じ趣旨でございます。

14ページが規格の全体でございますけれども、現行の方で豆乳の用語を簡単にご説明しますと、豆乳というのは大豆から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去しまして得られたものであるということが書いてございます。あと調整豆乳、豆乳飲料の規格がでございます。例えば調整豆乳でこの1番目は削りますけれども、2番目の方では糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料というふうに書いてございます。これが調整豆乳でございます。次の豆乳飲料でございますけれども、3番の方では果実の搾汁とか野菜の搾汁とかそういうものを加えたものが豆乳飲料であるというふうに規定しております。

15ページでございます。大豆たん白飲料、これは削除をするということでございます。食品添加物、豆乳につきましては「使用していないこと」、で、15ページの下の方で表示がございますけれども、表示につきましては、一般的なJASの規格につきましては表示の事項は品質表示基準で定めまして、規格からは削除しているということで16ページ、17ページは削除しております。

17ページの下、調整豆乳の規格がございますけれども、今ご説明したとおりでございます。

18ページの食品添加物は限定しておりますし、表示につきましては品質表示基準がございますので削除しております。

19ページ、右の現行で2とございまして、使用する原材料のうち、JAS規格が制定されているものにあつては、JAS格付品を使えという規定がございまして、この辺は横並びですべて削除しております。要は仕上がりさえ規格にあつていればいいということでございまして、

必ずしもＪＡＳ品を使わなければならないという、そこまで縛ることはないということでございます。

あとは20ページ、豆乳飲料の食品添加物でございます、これも同じように整理してございます。

21ページが豆乳飲料の表示でございます、これは品質表示基準で規定していることから削除してございます。

22ページ、大豆たん白飲料の規格、これは全部削除でございます。

25ページでございますけれども、測定方法が若干変わったように見えますけれども、これは粹をとっただけで中身は変わってございません。

26ページもこれは表示の関係でございますので削除してございます。

27ページでございますけれども、これは昨年11月、先ほどの煮干魚類と同じ部会で審議をされたところでございます。

28ページがその委員リストでございます。

29ページでございます。パブリックコメントのご意見が6件、ＷＴＯ関係では特段コメントはございませんでした。

30ページはパブリックコメントに対しての考え方でございます。ご意見の概要でございますけれども、一つは大豆たん白飲料の規格の廃止に反対ということ、あるいは大豆をまるごと使用する場合のカテゴリーをつくってほしいということでございますけれども、製品実態とかあるいは生産者、消費者の要望等を踏まえて、今回はこういう規格にしたということでございます。

それから食品添加物に関しまして現状どおりといいますかリストに追加してほしいというご要望が幾つかきておりますけれども、これは現状の見直しの方針にもございますけれども、消費者ニーズを踏まえて、あと使用実態を踏まえて必要最小限にするということからこのようにしたものでございます。

次は資料の7番でございます。豆乳類の品質表示基準でございます。1ページ目が諮問文でございます。

2ページ目が品質表示基準の改正でございます。こちらの方も豆乳類の日本農林規格に合わせまして改正を行ってございます。

3ページでございます。名称の方を「豆乳類」というふうに括って表示することにしてございます。

4 ページが品質表示基準全体でございます。題名の方はご説明したように「豆乳類」とすることにしてございます。規格の方でご説明したことと同じでございますので詳細につきましては申しませんけれども、第2条が用語でございまして、第3条に一括表示事項がございまして、第4条が表示の方法ということで書いてございます。例えば5 ページの下の方で「糖類」を「砂糖類」としてありますが、ほかの品質表示基準と同じように用語の統一という観点からこういうふうにしたものでございます。

6 ページでございますけれども、イの「食品添加物は」というところがございまして、「食品衛生法施行規則「第5条第1項第1号ホ」というのは、「第21条第1項第1号ホ」というふうになっていますけれども、これは引用しております食品衛生法規則の条の番号が変わったことに伴いまして変えるものでございます。これはほかの品質表示基準も統一的に変えているところでございます。

7 ページ目が昨年11月の部会の議事次第と8 ページが部会の委員でございます。

9 ページでございますけれども、パブリックコメントはございませんでした。WTO通報でございすけれども、アメリカの方から「乳」という用語に関しましてご意見がきておりますけれども、コーデックスの規格では乳製品以外にミルクという言葉を使ってはいけないというようなことがあるということでございまして、そういうようなご意見をいただいておりますけれども、コーデックスの規格の中にも明らかに伝統的に使用されているものや非乳製品であることが明らかにわかる場合には除外するということを書いておりますので、その旨回答してございます。またアルゼンチンからも同じような意見がきてございます。

以上でございます。

○沖谷会長 ありがとうございます。豆乳類については昨年の11月にJAS調査会部会が開かれております。部会長を務められました谷口委員は退任されておりますので、部会に出席された森田委員から報告をお願いします。

○森田委員 昨年11月4日に調査会部会が開かれまして、そのときに出席させていただきましたので、谷口部会長に代ってご報告をさせていただきます。

当日は豆乳、調整豆乳及び豆乳飲料の日本農林規格と品質表示基準について議論いたしまして、傍聴者は17名ということでございました。先ほどのご説明にもありましたように、実は豆乳に関しましては、昨年の11月4日の部会の15年の12月の調査会部会において事務局から一度廃止案というのが出ておるんですけれども、消費者側としましては大変生産量が伸びているということと、今ヘルシー志向ということで豆乳鍋ですとか豆乳ラテですとか、いろんな製品が

出てきまして、その中でぜひ存続させてほしいということをお願いしたという経緯がございます。

格付量は伸びていないということなのですが、消費者の立場からはたくさんの製品にＪＡＳマークをつけてほしいというふうな意見を申し上げたんですが、先ほどの煮干の議論にもありましたように格付にはお金がかかるようございまして、業界から格付には１リットル当たり１円強のコストがかかるというようなお話もございました。ＪＡＳの規格につきましては強制ではございませんので、メーカーがこれをどういうふうに判断するかということで業界の委員の方と意見を交換させていただいたんですが、消費者側の要望としましては、やはりたくさんの製品群が出てきている中で、ＪＡＳマークを選んで購入をしていくということで、メーカーもよりメリットを強く意識してもらえないかということをお願いしたいというような、そういった意見がなされました。品質表示基準につきましても当日、議論の時間があったんですが、これにつきましては特に質問、意見等はございませんでした。

こういったような質疑応答をもとに部会としましては、原案どおりの改正を了承したということをご報告させていただきます。

以上です。

○沖谷会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明とそれから森田委員の報告につきまして、何かご質問あるいはご意見ございましたらどうぞ。

よろしいですか、たくさんメーカーがあるように思ったんですが、７社しかないということでは相当技術が必要なのではないでしょうか。乳業メーカーはいっぱいあるんですけどもね。

○粟生委員 質問いいですか。

○沖谷会長 はい、どうぞ。粟生委員。

○粟生委員 ＷＴＯ通報による各国のコメントというところで、「乳」という用語が適切でないというのがあったんですけども、これ英語ではどういうふうにいうんですか、ミルクという言葉を使うんですか。

○沖谷会長 どうぞ、事務局。

○植木上席表示・規格専門官 ソイミルクというふうに翻訳をしてＷＴＯ通報させていただきました。

○沖谷会長 豆乳で報告してもいいですね。

○粟生委員 そうですね。

○沖谷会長 ソイミルクというんですかね。

はい、どうぞ。石井委員。

○石井委員 本質とちょっと関係ない質問をしてもよろしいでしょうか。

コーデックスが若干気になるんですけれども、アメリカが最初に要望したのを削るということですが、またミルクの用語について海外が言ってきていますが、このような豆乳に属するような製品というのは海外にはあるんでしょうか。ちょっと若干気になりますのはコーデックスで例えば今、豆腐について中国が日本と全然違うような規格を出して問題になっているというようなことがあってですね、もしも海外にこういうものがあるんだとすると若干気になるんですけれども、事務局の方でご存じでしたらちょっと教えていただきたいんですが。

○沖谷会長 どうですか。

○植木上席表示・規格専門官 アメリカのスーパーで売っているのを見たことがあるという方を承知しておりますけれども、その辺またいろいろと状況を教えていただければと思っているんですけれども、必ずしも把握しているわけではございません。

○沖谷会長 田島委員。

○田島委員 中国にはありますよね、アメリカにもソイミルクというのはありますよね。

○沖谷会長 ほかに何か別の植物性のものでミルクって使っているようなもの何かございますか。

○田島委員 どうですかね、ちょっとないんじゃないですかね、大豆ぐらいですよ。

○沖谷会長 ココナツミルクがあるね。

○田島委員 ココナツミルクはありますね。

○沖谷会長 その辺は認めているんじゃないんじゃないですか。ココナツミルクは、元々代わりじゃなく、そのものだからね。

コーデックスはアメリカが仕切っているわけではないので、ということでおっしゃったと思うので、みんなで協議してつくっている組織だそうですから、ぜひ理解していきたいと思います。ほかに意見ございますか。

(発言する者なし)

○沖谷会長 それでは、原案どおり改正するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○沖谷会長 ありがとうございました。

では、原案どおり改正するということを報告及び答申することといたします。

では、次に、議題(1)ア(カ)素材のJAS規格、それからイ、電柱用素材について、事

務局から説明をお願いします。

○植木上席表示・規格専門官 では、ご説明いたします。資料の 9 番と10番でございます。

資料 9 番でございます。1 ページ目が諮問文でございます。素材というのはいわゆる丸太でございます。

3 ページ目でございますけれども、見直しの結果でございますが、素材の規格は若干古うございまして、その後あまり見直しがなかったということもございまして、ほかの林産物の規格と同じように表示事項を定めるということでございます。それからのちほどご説明する電柱用素材でございますけれども、電柱用の丸太とっていいんでしょうか、それにつきましては廃止をしまして、この素材の規格の中に品質の材積計算方法等の必要なものを規定したということでございます。あとは 4 番目、「縦振動ヤング係数区分」という、木材のたわみにくさとか強度の目安になるものでございますけれども、そういうものを新たに規定してございます。

それから 4 ページでございますけれども、廃止の是非を検討する基準というのがア、イ、ウ、エにあるわけでございますけれども、素材につきましては実際に格付が行われているのは、北海道だけということでございます。それから格付率がとても低いということから廃止の是非を検討したわけでございますが、その中で特に林産の実需者の方から、J A S マーク、格付実態はなくても材積の計算方法、丸太は材積で取引をするのですが、その計算方法や品質の指標としてですね、やっぱり共通の用語としての規格は絶対要るんだというような強い要望がございまして、それで規格の見直しを検討したわけでございます。J A S 法の目的は取引の単純公正化及びその使用の合理化といわれまして、まさにそれに合致するというような、そういうご要望がございました。

5 ページでございます。規格改正の概要でございます。2 は電柱用素材の規格を廃止しまして、この中であらためて素材の規格の中で規定するということ、3 番は材積の計算方法は規格の中で規定しているのですが、それ以外の方法で計算した材積の表示も認めるが、その場合には計算方法をちゃんと書くことを規定してございます。

それと次、6 ページでございますけれども、素材の標準的な材積の計算方法としてはこういうものでございまして、 D^2 、 D が最小径でございまして、 $\times L$ （長さ） $\times 1/10,000$ で、これは最小径がセンチメートル、長さがメートルで表されていますので、単位の調整でございます。通常これは末口自乗法というのだそうでございますけれども、こういう計算方法で材積を計算して取引の際には使われているということでございます。これをこの中で決めてございます。

それから 6 ページの下でございますけれども、縦振動ヤング係数とございまして、丸太をガ

ンとたたきまして、その周波数を測るわけでございます。それで密度が高ければ高い音がすると、あるいは木そのものの密度が大きければ高い音がすると、高い音がすれば……少し乱暴に言えば強度があるということで、その強度に応じてちゃんと有効に木材を活用しましょうと、逆に木材を構造材とか力のかかるところに使う場合は、そういうものを選ぶ必要がございますので、そのときの指標としてこういうものを決めたということでございます。

7 ページでございます。改正案で「丸太」と「そま角」とございますけれども、素材にはこの2つがございます。「丸太」は「丸太」でございますけれども、「そま角」というのはここにちょっと持ってきましたけれども。

(「そま角」の見本提示)

山で丸太を切り出しまして、この4つの面ですけれども、これをノコギリとかチェーンソーでもって粗く切ったもの、これが「そま角」でございます。運搬するときにはちょっと切った方が運びやすいということからそういうことが一般にいわれてございます。

ここで材面とございますけれども、例えばこの中に節が幾つあるとか割れがあるとかいうことを次ページ以降に決めてございますけれども、そのときにこの表面を4つに分け、その1つの面当たりに節の数などによって品質を決めてございます。材面はそういう単位で概念でございます。そういうものをこの2条では定義してございます。

それから規格の形がだいぶ変わってございますけれども、内容的にはそれほど多くは変わってございません。7 ページの下に電柱用とございまして、今電柱はみんなコンクリートじゃないかというお話がございまして、地域の方に行けば有線放送とかあるいは仮設用の電柱とかですね、あるいはビニールハウス(電力を供給するために必要な電柱)とかで一定の電柱用素材としての需要はあるということでございます。

それから改正案の方では10ページでございます。10ページが針葉樹の素材の規格でございます。針葉樹につきましては品質としまして、材の品質と縦振動ヤング係数区分というのを設けてございます。材の品質は何かといいますと、これは11ページにございまして、11ページの下の方に2とございますけれども、品質は1等、2等、3等、4等に分かれてございまして、それぞれ「節」、12ページでは「曲り」ですね、13ページでは「木口割れ又は引き抜け」、「目まわり」、14ページでは「腐れ、虫食い又は空洞」、あとは「へび下がり」、「その他の欠点」、これら材面の欠点に応じて1等、2等、3等、4等という品質を規定してございます。

これらの専門用語につきましてはなかなかわかりづらいので、規格の中で規定してはどうかというお話もございましたけれども、規格としてはなかなか定められないんですけれども、23

ページでございます。部会でのご指摘を踏まえまして事務局の方では23ページ「用語の解説」としまして、「節（生き節、死に節、腐れ節、かくれ節）」、「引き抜け」とか「目まわり」、「へび下がり」、「入り皮」、こういう用語の解説をつくりまして規格とともに広く活用していただくというふうに考えてございます。説明は省かせていただきます。

11ページへ戻りまして、11ページが表示の方法でございます。格付をしたものについては、等級を表示するということ、寸法または材積を書くということ、で、寸法または材積のところの下で2行で、「ただし、第5条によらない計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載すること」と、先ほどご説明した末口自乗法というのは日本で用いられている方法でございます。海外では必ずしもそれに基づかない計算方法がございますので、そういうものはそういうものでもいいと、ただし、ちゃんとその計算方法も書くということでございます。

あと、4番目で縦振動ヤング係数区分とございまして、これは針葉樹、構造用に使われる針葉樹についてのみ規定してございます。11ページ、12ページが今申し上げた品質に関する項目でございます。

15ページが広葉樹の素材でございます。規格の構成は他のものと同じでございます。

16ページが表示の方法でございます。等級、寸法または材積を書けと、樹種名を書けということでございます。で、品質の基準としまして、1等、2等、3等、4等とございまして、事項としましては「節」、17ページで「曲り」、「木口割れ」とか「目まわり」とか「虫食い」についてそれぞれ基準が書いてございます。

18ページで標準的な材積計算方法が規定してございます。これは先ほど説明したとおりでございます。

19ページでございますけれども、これは第6条、寸法の測定方法でございます。素材の場合にはなかなかいろんな形態がございますので、こういうふうに測定方法をきちっと書いてございます。そして「丸太の径」のところで「水中貯木においては」とございますけれども、外国から持ってきたりして水中、川の河口とかそういうところで貯木するケースが多ございまして、そういう場合にはなかなかその断面を測れないので、そういう場合の簡便方法を規定してございます。

それから20ページが品質事項の測定方法でございます。

21ページが縦振動ヤング係数試験の方法でございます。22ページも同じでございまして、片側からハンマーでたたきまして、反対側の周波数を測定するということでございまして、固有振動数測定装置というのは数十万から100万ぐらいと、大まかにはそれぐらいするのだそうで

ございます。

23ページが用語の解説でございます。

24ページでございますけれども、昨年の11月29日の部会でご審議をいただいたわけでございます。25ページが部会のメンバーでございます。

それから26ページがパブリックコメントでございまして、1つ意見がございます。

27ページでございますけれども、素材と電柱用素材を併せて同じ意見をいただいております、消費者団体の方からなんですけれども、関係省庁とか関係団体とか幅広く意見を聞いてくださいということをお願いしております、それは私どもの方としましてアンケート調査とか聞き取り調査とか、電柱や電気の関係で総務省、経済産業省等幅広く関係部局と連絡もしくは意向を確認しながら見直しを行ったということが書いてございます。

次は資料の10番でございます。電柱用素材でございます。1ページ目が諮問文でございます。

3ページ目が規格の見直しでございますけれども、これは平成14年でございますけれども、電柱の生産量はこれだけだということが書いてございます。

4ページ目でございますけれども、電柱用素材の規格について廃止の是非を検討する基準に当てはめるとそれぞれ要件に該当しまして廃止ということでございまして、こういう実態を踏まえますと単独の規格としてまでは存続する必要ないだろうということで、素材の規格の中で必要な項目を規定したということでございます。

以上でございます。

○沖谷会長 ありがとうございます。それでは、素材と電柱用素材については昨年11月JAS調査会部会が開かれております。部会長を務められました有馬委員から報告をお願いします。

○有馬委員 素材の日本農林規格及び電柱用素材の農林規格については、昨年の11月29日に開催されました。調査部会の委員が5名、それから専門委員10名、それから代理人1名で合計16人が出席いたしました。素材の日本農林規格改正案の審議について主な質疑内容をご紹介しますと、外材にも対応する標準以外の材積計算法による材積も表示できる。これは具体的にどうということかという質問がございました。これは今、事務局の方からご説明ございましたように、表示で明確にすればその慣習に従う方がよからうということで、我が国のJASの場合には末口自乗法をとっておりますけれども、他の地域のこととの摩擦も含めて明示することによっていいのではないかとということで対処することになっております。

末口自乗法は、ご承知のとおり木材というのは先のところが細くなっているわけですね、それでも体積を求めるということですので、一番末のところで大体求めておけば少なくとも損は

しないという形になります。そういうことで末口自乗というのがありますが、ただ、この中で6メートルより長い場合と短い場合という具合に分けてございますが、これはあまり長いので今度末口をやりますと、これはまた非常に不合理なことにもなります。したがって、途中で6メートルということをして切って補正するような形をとっているということでございます。すなわち、木材は体積で取引をいたしておりますので、したがって、この体積を標準的にきちっと決めておかないといろんな面で不合理が生じるということが、特にこの素材の場合の重要な点でございます。

それから2点目が、ハンマー等で素材をたたいて測定する縦振動ヤング係数で何かわかるのかということでございますが、これは今ご説明ございましたように、ポンとたたいて重量を測っておくと、その持っている木材のおおよそのたわみやすさ、たわみにくさというのがわかってまいります。これは計算で理屈の上からわかってまいります。従いまして、前もってこの材がどのくらい強さである、どのくらいの材が取れるであろうというのがこれで明らかになる。こういうことであります。

高い音の方が一般的に、強度的に上になる。それから水分を含んで重量が重ければ当然おわりのように低い音になります。一般に低い音になりますので、そういうことでこの周波数から区分すると、特にこれは最近の建築物がやっぱり設計するときに前もって丸太で使う場合もありますし、それからいろんな加工をすることがございます。そうすると、丸太の段階でいろんな判定をしておいた方があとと有利である。いろんなことが支障がないということから、これはここ10年ほどの技術の変化によって、こういうことが生じているわけでございますし、今回の規格の、簡単にいいますと大変目玉になっているところだろうと思います。これが運用されるかどうかということはあると思いますが、現実には現在のいろんな集成材の工場だとかいろんな場では既にもう現実に使われているわけでございます。これがもうちょっと広がるかどうかということが今回のJASの一つの考えであろうかと思いますが、業者間では既にやっているところがございます。そういうことが一つございます。

それからこの規格の材積計算方法は広く利用されていると、先ほど一般的には利用されているけれども何でJASが表示されないのだというご指摘がございました。これは格付率が低いと廃止される方向になるということがありますが、先ほど説明ございましたように、これはいわゆる業者間の取引が非常に多いということなので、何もJAS格付をやらなくてもいいんではないかというようなことが多分あるんだろうと思いますが、いずれにしましても大事なものは先ほど申し上げましたように材積の表示が大変重要、その評価方法がばらばらになっては、

これは非常に混乱を起こす。そういう点ではきちっと国内でやる場合のやり方というのは明確しておこうというのが、特に重要な点であろうかと思います。以上でございますが、電柱用素材の規格廃止案については質問や意見等はございませんでした。

以上、素材の日本農林規格については原案どおり改正すること、それから電柱用素材につきましては、原案どおり廃止することを調査会に報告することとなりました。

以上でございます。

○沖谷会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明及び有馬委員の報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。石井委員。

○石井委員 本件につきましては非常に、私、最近調査会に入れていただいたものですから、ちょっと前の経緯がよく理解できていないのかもしれませんが、この規格がＪＡＳ規格として存在する必要性がどうもよくわからないんですね。で、今ご説明にもありましたように業者間の取引の際にこの規格が使われている。で、ＪＡＳの規格としては格付は一つもないということになればですね、これは業者間の約束事であって国が関与する必要はないものじゃないかというふうに私は思うんですけども、いかがなものなんでしょうか。

○沖谷会長 さて、どなたか業界の……では、田中委員。

○田中委員 そうですね、業者と申しまして北海道から九州まで全国各地にありますもので、それなりに何らかの基準の基づいて取引をしないとですね、九州の方ではこういうような取引方法、また北海道ではこうということになりますとですね、大変混乱するということで、一般の工業製品でしたらＪＩＳという規格があり、別にこれは格付といいますかＪＩＳマークのない商品でも通常的に業者間取引でそういう規格が使われています。林産物の場合はＪＡＳでございますので、やはりこういう規格がないと、ＪＩＳでこういう規格できませんので、やはりそういうものはＪＡＳでやっていただかないと、取引に支障が出るということでございます。

○沖谷会長 ほかにありますか、今の田中委員の……はい、どうぞ。有馬委員。

○有馬委員 私の若干ちょっと説明が悪かったのかもしれませんが、業者間で主として使われているということで、現実にはこれは業者間だけではなくて、消費者を含めた一般のところでももちろん寸法というのは非常にやっぱりうるさくいわれることがございますので、そういう点では標準的なものが明確になっていることが必要で、一番いいのではないかという趣旨でございます、一般に使われているのは業者間だということでございます。

○沖谷会長 先ほだちょっと出ましたけれども認定を受けて「JAS」マークを付けるとお金もかかるし、それもあるんじゃないんですかね。きちんとした組織が必要になりますし、けれどもちゃんとした「物差し」は何かどっかでつくっておいてほしいという、そういうことみたいですよ。すごく実用性があり実際に使われているという、そういう感じがしますね。

どなたか……はい、どうぞ。徳永委員。

○徳永委員 材木の素材とあまり関係ないようなことですが、最近、日曜大工の量販店ができていまして、材木は角材も売っていますし、丸太も売っていますし、ああいうのには「JAS」を付けていただきたいなと私は思っております。

○沖谷会長 ということです。たしかにそうですね、今は素人がみんないろんな材質が、何か間違っって使う可能性もありますよね、あんまりきれいだからテーブルに使っちゃおうかなどと、実はコンクリート枠用だったりしているいろいろありますけれども、どなたかに聞いておいていただきたいと思いますけれどもね、ほかにございますか。

ちょっと質問なんですけれども、有馬委員に。この専門用語がすごくおもしろいというか、こういうのはやっぱり外国にもそれに対応した言葉はあるんですか。

○有馬委員 私が答えるんですか。

○沖谷会長 はい、有馬委員。(笑)

○有馬委員 はい、大体あります。ただ、「へび下がり」という言葉があったかなと、これはちょっと青森ヒバなんかが大体主体ですよ、こういうのは。

○沖谷会長 本当に大したものですね、感心します。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○沖谷会長 それでは、原案どおり改正するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○沖谷会長 ありがとうございます。

原案どおり改正するということを、報告することといたします。

それで審議の結果の確認に入るわけですよ、これまでで審議はお終いですね。答申案及び報告案の配布をしていただきます。

(答申案及び報告案配布)

○沖谷会長 では、ここで議事次第の3の(1)と(2)の審議結果について確認します。

ただいま事務局が、「JAS」規格につきましては報告案、それから品質表示基準については答

申案として皆様に配っております。いずれも原案どおりとなっております。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○沖谷会長 それでは、お配りしたもので答申及び報告とすることにいたします。どうもありがとうございました。

では、議題3の「新しい」JAS規格の制定・見直しの基準(案)について、事務局より説明をお願いします。

○植木上席表示・規格専門官 資料の12でございます。一巡目の見直しに関しましては、ほぼ部会での審議を終わってございまして、パブリックコメント、WTO通報等の手続き中のものがちょっとございますので、それが終り次第また総会で審議をお願いしたいと思っております。

資料12の4ページ目でございます。4ページ目に「JAS規格の見直し状況」、総会での審議について、本時点の状況を取りまとめてございます。

廃止したものは38品目でございます。「野菜缶詰及び野菜瓶詰」以下38品目でございます。

それから改正を行ったものが「畳表」以下48品目でございます。

それから確認が「生糸」でございます。

新規でございますけれども、「農産物缶詰・瓶詰」と「合板」につきましては、これは複数のものをまとめたというような経緯でございます。それと「生産情報公表牛肉」、「手延べ干めん」、「生産情報公表豚肉」、「生産情報公表農産物」でございます。

見直し中でございますけれども、本日の総会で「豆乳類」等々御審議いただきました。

8月の総会で審議をお願いしているものとして「農産物漬物」、「ニンジンジュース等」がございまして、有機加工食品につきましても8月にもう一度お願いするということでございます。

「耳付き材」、「まくら木」につきましては、これは製材の見直しの中であらためて検討をするということになってございます。これが一巡目の見直しの概要でございます。

資料の1ページ目でございますけれども、この見直しの基準の位置づけでございますけれども、「この基準は、本調査会がJAS規格及び品質表示基準の制定又は見直しについて審議するにあたってのガイドラインであり、本調査会がその内部規定として定めるものである」、これは従前と同じでございます。右が現行、左が改正案になってございまして、改正案につきましては、JAS制度のあり方検討会で1年ご議論いただいた最終報告が昨年の10月に出ておりますので、それを踏まえて素案としてつくってございます。

ローマ数字の 番が「JAS規格制定・見直しの基準」でございます。1番はその規格の性格の明確化でございます。性格、特色なのか標準なのか、それを明確化した上で検討しようじゃないかと。その際に生産状況、きょうご説明しました製造業者の数とか販売額とかその品質の実態とかあるいは規格の利用実態、格付率とか他法令での引用とか、そういうものを十分考慮しようということでございます。国際的な動向、コーデックス等も考慮しようということが書いてございます。

特色、標準につきましてはここに書いてございますけれども、特色につきましては製品の品質やプロセスが標準的なものと比較して相当程度明確化しているんだということで「価値が高まると認められるもの」、この下線の部分はこれは「あり方検討会」の報告にはなかったんですけれども、ここはちょっと付け加えてございます。この場合にはJASマークに近接して特色を書くということでございまして、そうすることによって、より消費者の選択に資すると、活用されるのではないかとということでこういうふうに「あり方検討会」の報告の内容を書いてございます。

標準でございますけれども、「次のいずれかの観点から標準化が必要と認められるもの」とございまして、アとしまして「原材料用に業者間で取引される品目で一定の品質が期待されるなど、取引の単純公正化に資する観点」、イは「消費者が調理等の材料とする品目で一定の品質が期待されるなど」と、イの方は最終製品として直ちに使用・消費に供される製品ということで、一定の品質が期待される類似の名称が複数存在するなど、消費者保護の観点ということでございます。

先ほど素材の規格の関係で必要性ということございましたけれども、そこにつきましては種々議論ございまして、特にアでございますけれども、「原材料用として業者間で取引される品目で」と、ここできちっと標準規格として位置づけるというふうにされたところでございます。

2は「規格の制定の基準」でございます。「次の場合に規格の制定を検討する」ということで、 としまして、強い要望がある場合、そして特色、標準のいずれかに該当する場合でございます。 でございまして、その他政策的な必要性がある場合ということでございます。これは現行の基準を踏まえてつくっております。

3番目が「規格見直しの基準」でございます。右側の現行の方でございますけれども、見直しの基準の中で「廃止の是非を検討するに当たっての基準」というのがございまして、右側の2の(1)の でア、イ、ウ、エとございまして、製造業者が限定されている、小売販売額が減少している、都道府県以外で格付あるいはその格付が低いということがございますけれども、

基本的にはこれらのいずれかに該当するものは一巡目の見直しでもって廃止の是非を検討して、廃止をするものは廃止をして、必要性あるものは改正されたというふうに理解しておりまして、今後、二巡目の検討に当りましては左の方でございますけれども、特色または標準と位置づけることができない規格は廃止を検討すると、ただし、改正をしていずれかに位置づけることが客観的に明示できる場合には改正をする方向で検討するというふうに示してございます。

2 ページの下は「改正を検討するに当たっての基準」でございます。2 ページから 3 ページでございますけれども、現行のものを少し整理をしたということでございまして、が「消費者向けの規格」でございますけれども、良質な製品を提供する観点ということで原材料の増量材的使用の制限、まがいものの防止及び消費者ニーズに対応した製品を提供する観点と、製品の特性を踏まえ、食品添加物の使用を必要最小限とする等というふうに書いてございます。

の「実需者向け」としましては、性能規定化等々実需者に良質な製品を提供する観点というふうに書いてございます。特に消費者向けの関係で食品添加物でございますけれども、これにつきましては消費者の方と生産者の方で結構立場が違いまして、私ども一巡目の見直しではここには書いてございませんけれども、食品添加物に関しましてはポジリスト化、すべて使っているものをポジリスト化するという方針で見直しを行ってまいりました。それに対して業界の方からは、食品衛生法で使用が認められているのにそれを限定すると、なかなか製品開発にも支障も来す場合があるというような形でご意見をいただいております、その辺もご意見があればちょうだいしたいなと思っております。

(3) 番は「確認」でございまして、廃止または改正を行わないものは確認をするということがございます。それから「あり方検討会」の方では品質表示基準についても見直しをするということになってございまして、それについての基準をつけてございます。名称規制と名称表示以外の項目がございまして、名称規制というのはある定義に合致するものはその名前を必ず書きなさい、そしてさらにその定義に合致しないものはそう書いてはいけませんよ、その名前は使ってはいけませんよと、そういうものでございます。

事例を出すと関係の方によろしくないといわれるんですけれども、例えばマヨネーズにはちみつを入れた途端にその「マヨネーズ」という名称を使ってはいけないというのは妥当なのか過剰なのかと、その辺は過剰な規制という観点あるいは食文化といいますか、そういう観点、両方のご意見、それから消費者の利益、消費者も限定した方がわかりやすいというご意見もございまして、いろんなご議論がありまして、これにつきましては消費者に重大な誤認が生ずる等の懸念がある場合を除いては、原則として廃止ということでございまして、きちっとそうい

う懸念があるかないか調査会の方で審議をするということでございます。

それから2番の「名称表示以外」でございますけれども、例えば原材料の括り表示がございまして、「果実」と書いて括弧何々で書いていいとか、そういうような個別品目のルールがございまして、そういうものもわかりやすい表示ルールという観点から、統一ルールに整理統合ができるかどうかという観点から検討するということでございます。

それからローマ数字の 番でございますけれども、他法令に基づく基準を引用しておりまして、その他法令が変わった場合、きょうの豆乳のところでは引用している食品衛生法の規則の改正をちょっとご紹介しましたけれども、そういう場合には調査会の部会を経ずに総会で議決できると、これは実際にもいままでそのような運用を行ってございましたけれども、これをきっちと明文化して確認したいということでございます。

それから2番の方で経過措置でございますけれども、これは同じように包装資材の在庫等がございしますので、十分な経過措置を設けるということでございます。

それから資料の5ページ目でございますけれども、品質表示基準の一覧でございます。加工食品品質表示基準とありますけれども、その下にハム類、プレスハム等個別の品質表示基準がございまして、いままでは規格の見直しに伴う改正を行っていましたが、こういう個別の品質表示基準、名称規制が要るのかどうかと、それ以外の項目が要るのかどうかというそもそも論から規格と併せてご議論をいただくということでございます。

以上でございます。

○沖谷会長 ありがとうございます。今の説明にご質問ありますか、あるいはご意見ございましたら。

次回の総会では、1巡目見直しの最後のものを審議するということなので、その次の次の総会からはこの基準でやることになるので、次回はこの見直し基準をきっちと決めるという重大な仕事があります。ちょっとこれだけではわかりにくいと思われれば……何でしたか「JASのあり方検討会」の議論の、そういうものもインターネットで公表されているのでごらんになっていただきたいと思います。このときすごく議論があったんですけどもね、よろしいですか。

(発言する者なし)

○沖谷会長 では、またご質問あれば直接お聞きになったりしていただいて、次回に備えていただきたいと思います。

それでは、次の議題は、JAS法改正についての報告です。JAS制度につきましては昨年

10月にとりまとめられました「ＪＡＳ制度のあり方検討会」の報告書に基づいて、先ほど局長から説明ありましたように法律改正が検討されて、改正ＪＡＳ法が6月22日に公布されております。

水田表示・規格課長より、報告をお願いします。

○水田表示・規格課長 それでは、ご報告をさせていただきます。資料の13でございます。

「農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）の一部を改正する法律について」ということでございます。

今回のＪＡＳ法の改正でございますけれども、先ほど沖谷会長からもお話がありましたように、昨年10月にとりまとめられました「ＪＡＳ制度のあり方検討会」、この報告書の最終報告の中で法律改正が必要なものにつきまして法律改正をしたということでございます。今通常国会に提出をいたしまして6月15日に可決成立をし、6月22日に公布をされたというものでございます。内容といたしましては、1ページのところの改正の内容のところに書いてございます。大きく分けて2つになります。1つ目が流通の方法についてのＪＡＳ規格がつかれるようにするというものでございます。2点目が政府全体として取り組んできておりました公益法人改革というものに対応した登録認定機関制度の改革というものでございます。

具体的には資料の一番最後のページ、4ページのところに「ＪＡＳ法改正のポイント」というポンチ絵がついてございます。これを用いましてご説明をさせていただきたいと思います。右側のところに消費者というところがございます。その隣に農林物資と書いてございまして、マークが4つ並んでおります。一番上が加工食品などにつけられておりますいわゆる品質につきましての一般のＪＡＳマークでございます。その下にございます特定ＪＡＳマークは、熟成ハムソーセージとか地鶏等についております。つくり方に特色があるものでございます。それからその下が有機ＪＡＳマーク、さらにその下に生産情報公表ＪＡＳマークと申しまして、牛肉、豚肉、今回農産物一般にも広げていただきました。こういったＪＡＳマークでございまして、どこでつくられたかというようなものがわかるというＪＡＳマークでございます。

特定ＪＡＳから有機ＪＡＳ、生産情報公表ＪＡＳというのが生産の方法に特色のあるＪＡＳマークでございますが、これに加えてその下にございます流通の方法に特色のあるものについてのＪＡＳマークがつけられるようにしたいというのが今回の法律改正でございます。例えば最近でございますと、氷温流通と申しますか0度以下なんですけれども凍らないような温度帯でパーソナルな温度帯と申しますか、そういったところで流通をして品質を保つ取り組みですとか、生きたまま魚を運ぶことによって鮮度を保つ、そういった取り組みも行われておりま

す。また一方で、生産情報のみならずそういった流通の情報についても公表していくというような取組みというようなものも考えられるところでございます、そういったものを念頭におきまして、流通の方法についてのＪＡＳ規格がつかれるようにしていきたいということでございます。具体的な規格の内容につきましては法律が施行された後に、このＪＡＳ調査会でご議論をまたいただきまして定めていくという形になるわけでございます。

それから、２点目の改正でございます。登録認定機関の仕組みの改革ということでございます。左の上の方に「現行制度」と書いてございます。その中に農林水産大臣というのがございます。その大きな赤い枠の中に登録認定機関というものがございます。この登録認定機関が大臣から登録を受けた登録認定機関、この登録認定機関が真ん中にございます製造業者の認定を行います。そしてこの認定を受けました製造業者がつくった製品をみずから検査をいたしまして、規格に合っているものについてＪＡＳマークをつけるというのが今行っておりますＪＡＳの登録認定機関制度でございますけれども、この登録認定機関の位置づけにつきまして、現行では行政の代行的な機関という形になっておりますが、これをいわゆる民間機関としての位置付けにするというものでございます。この具体的な内容といたしましては登録の基準をこれまで省令等に落としておりまして、ある意味で行政の裁量があったという部分がございますが、その登録基準を法律に明記をするということでございます。これは国際的にもこういった機関の登録基準として使われておりますＩＳＯガイド６５というのがございますけれども、それを使うということでございます。それから国の関与につきまして、これまで業務規程とか手数料は認可制でありましたものを届出制にするということでございます。ただし、登録後の登録認定機関の業務につきましては、国の方がきちっと監督をするという観点から業務改善命令とかそういったものを新設をするということでございます。

それからもう１つ、ＪＡＳの仕組みといたしまして左上の登録認定機関の下にございます登録格付機関というものがございます。これは真ん中のあたりにございます一般事業者が製品を持ち込んで検査を受ける、いわゆる登録格付機関の仕組み、いわゆる 種格付というふうに称しておりましたけれども、持ち込んで検査を受ける仕組みでございます。これはＪＡＳが始まった当初はこちらの仕組みでスタートしたわけでございますけれども、今登録認定機関制度の方をほとんど使っておりまして、食品の世界ではほとんどもう使われていないような状況になっておるわけございまして、この制度につきましては廃止をし、登録認定機関の制度に一本化をしていくということでございます。

それから次のポイントといたしましては、改正後、下の方の真ん中のところにございます製

造業者等の中に販売業者、輸入業者というふうに書いてございますけれども、これまで製造業者でなければ認定を受けられなかったというわけでございますが、販売業者とか輸入業者の中でも製造工程をきちっと管理されている方がいらっしゃるわけでございまして、そういった方については認定を受けられるようにするべきではないかという議論がございまして、こういった方々も認定の対象にするということとしております。

それから、その下のその他の改正事項のところでございますが、外国の登録認定機関につきましても同様の見直しを行いますということでございますが、これまでその国にＪＡＳ制度と同等の制度があることが登録の要件になっておりました。ただ具体的には仕事をしていただくのはＪＡＳ制度に基づいて仕事をしていただくわけでありまして、その国の制度に基づいて仕事をしていただくわけではございません。したがって、今回この同等の制度があるという要件を廃止いたしまして、その上で外国の認定機関に対しましては、その登録に際しまして農林水産消費技術センターの職員等が現地に出向いて１つずつチェックをしていくということでございますし、その後の監査もしっかりやっていくという形に変えていきたいということでございます。

それから、その他の改正事項２点目でございますが、独立行政法人農林水産消費技術センターに登録認定機関の登録時の調査あるいは登録認定機関への立入検査、こういったことを行わせることができるようにするということでございます。

法律の施行日につきましては、来年の３月１日を予定しておりまして、来年の３月１日から新しいＪＡＳ制度という形でスタートしていくというものでございます。したがって、ＪＡＳ法改正によりましてこの登録認定機関の位置づけが変わるという部分がございますが、登録認定機関の方々には新しい制度に基づく再度の登録というものを、今お願いをしているところであります。その登録につきましては施行の前の今年の９月から新たな登録認定機関の登録申請の受付をしまいたいというふうに考えているところでございます。

それから、先ほどちょっと申し上げました一般の事業者の方が登録格付機関に持ち込む検査、これは廃止いたしますけれども、廃止にあたりましては３年間の経過措置というものを設けているところでございまして、来年の３月１日から３年間は引き続きこの持ち込みの検査の仕組みができるという形になっているところでございます。

それからもう１点でございます。これに伴いまして政令とか省令を今つくっておるところでございまして、７月の下旬ないし８月の上旬には政省令を出しまして、９月からの事前受付に向けまして円滑に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○沖谷会長 どうもありがとうございました。今のご説明に何かご質問ございますか。

(発言する者なし)

○沖谷会長 よろしいですか、何か大変よく説明していただきました。

では、次は5、その他ですが、何かございますでしょうか。

では、以上で本日のすべての議題が終了いたしました。ありがとうございました。

では、事務局にお返しします。

○水田表示・規格課長 熱心なご審議ありがとうございました。

本日、ご審議いただきましたJAS規格及び品質表示基準につきましては、早急に告示の手続きを行いたいというふうに考えているところでございます。

次回の総会でございますけれども、あらかじめ委員の皆様方の日程を調整させていただいているところでございます。8月26日の午後2時からこの会議室で開催することといたしております。またご連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたしますと思います。

以上をもちまして農林物資規格調査会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 5時00分 閉会